

# DISCLOSURE 2022

## 大分県信用保証協会の現況 令和4年度版



OITA GUARANTEE  
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken



## ごあいさつ



大分県信用保証協会  
会長 日高 雅近

関係各機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

本年度も皆様に当協会をより一層ご理解いただくために、ディスクロージャー誌『令和4年度版大分県信用保証協会の現況』を作成いたしました。本誌は、当協会の概要、信用保証制度のしくみや内容、令和3年度の業務実績と外部評価委員会意見書などを掲載しております。本誌を通じて、さらに多くの皆様に、信用保証制度を有効にご活用いただくようになれば幸いです。

令和2年春に始まった新型コロナウイルス感染症は、株の変異を繰り返しながら、2年半以上を経過した現在もまだ収まりを見せていません。医療機関での懸命な対応に加え、ワクチン接種や治療薬の開発などは進んできましたが、予断を許さない厳しい状況が続きます。また、ロシアのウクライナ侵攻は原油や小麦などの供給に世界的な不安をもたらし、インフレの懸念が高まっています。国内には急激な円安や電力供給の懸念などの課題もあります。

経営基盤の弱い中小企業、小規模事業者にとって、こうした経営環境の急激な変化に適切に対応していくことが困難です。コロナ禍で大きな影響を受けた飲食、宿泊、観光、交通などの業種をはじめ、事業者に対する支援を幅広く、徹底して進めていく必要があります。

令和3年3月にゼロゼロ保証が終了しましたが、当協会では、県制度によるコロナ支援はその後も継続しています。また、県や市町村と連携し、伴走型支援制度、定時返済不要制度などの各種制度を創設し、中小企業、小規模事業者の資金繰り支援を続けています。

当協会の3年度の保証承諾額はコロナ前と同水準で、保証債務残高は微増し、代位弁済額はここ3年間の平均的な額でした。利用企業者数は過去最高となり、利用度は50.6%と半数を超えました。利用企業者の状況を金融機関と連携してしっかりとモニタリングしながら、創業支援、経営安定化支援や専門家派遣などの経営支援の取り組みを進めています。また、サポートミーティング開催や事業承継にも適切に対応しています。

中小企業・小規模事業者のライフステージにおける多様な資金需要にきめ細かく対応し、良きパートナーとして「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指し、役職員一同全力で取り組んでまいりますので、皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 目次 CONTENTS

ごあいさつ	
<b>当協会の概要</b>	<b>2</b>
大分県信用保証協会の概要 組織機構図・役員	
<b>信用補完制度の仕組み</b>	<b>4</b>
信用保証のしくみ	
<b>コンプライアンス</b>	<b>6</b>
コンプライアンスについて	
<b>個人情報保護</b>	<b>7</b>
個人情報保護について	
<b>令和4年度経営計画</b>	<b>8</b>
令和4年度経営計画	
<b>令和3年度事業報告</b>	<b>12</b>
令和3年度経営計画の評価 外部評価委員会の評価（令和3年度経営計画の評価） 当協会の主な取り組み 令和3年度財務報告	
<b>統計資料</b>	<b>28</b>
信用保証の動向（令和3年度末）	
<b>信用保証の概要</b>	<b>36</b>
責任共有制度について 信用保証のご利用について 信用保証料について 保証制度一覧	
お問い合わせ先	

# 大分県信用保証協会の概要

## プロフィール

《設立》	昭和24年4月26日
《根拠法律》	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
《関係法律》	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）
《目的》	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。（大分県信用保証協会定款第1条）
《基本財産》	162億66百万円
《保証債務残高》	2,613億66百万円
《利用企業者数》	17,558企業
《役員数》	常勤役員 4名／非常勤役員 12名／職員 52名
《事務所》	大分市金池町3丁目1番64号（大分県中小企業会館内） 大分市金池町3丁目1番68号（大分県信用保証協会別館）

（令和4年3月31日現在）

## 基本理念

私たち大分県信用保証協会は  
より良いサービスと、各種保証を通じて  
中小企業と地域社会のさらなる発展に貢献いたします

## スローガン

もっと企業のために、よりよい未来社会のために

## シンボルマーク



大分の「O」と信用の「S」の頭文字でデザインしています。

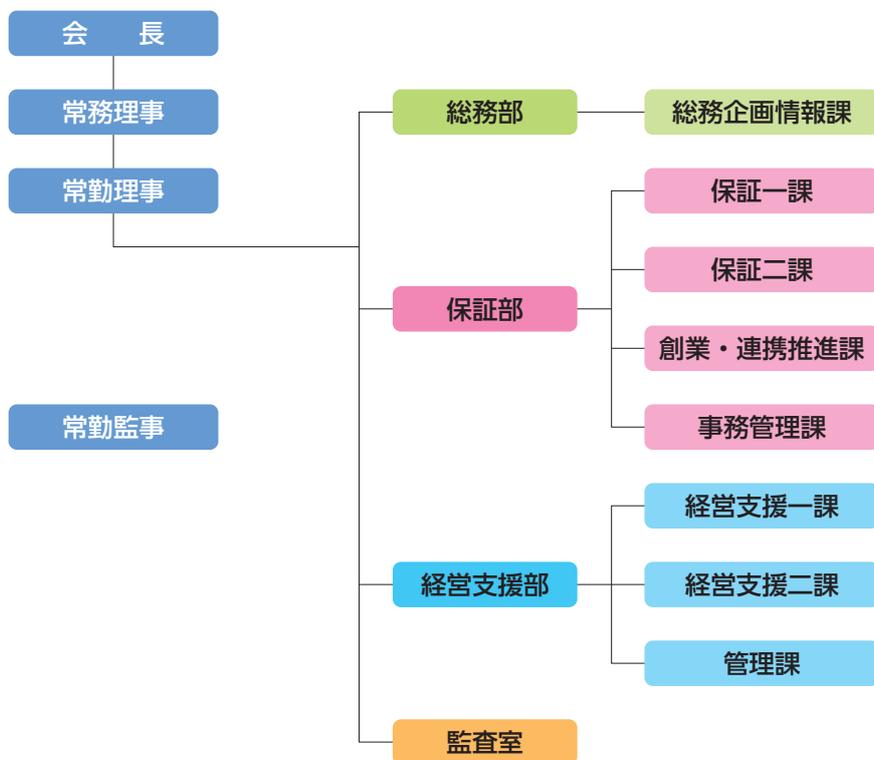
「S」は、鳥の飛翔をイメージ。「S」の頭文字を3つの羽とみなし、中小企業・金融機関・大分県信用保証協会の三者の協調と信頼関係を表しています。

シンボルカラーも青一色とし、未来へのチャレンジと飛躍をイメージしています。

# 組織機構図・役員

## 組織機構図

(令和4年4月現在)



## 役員

(役職順、理事・監事は五十音順、敬称略)

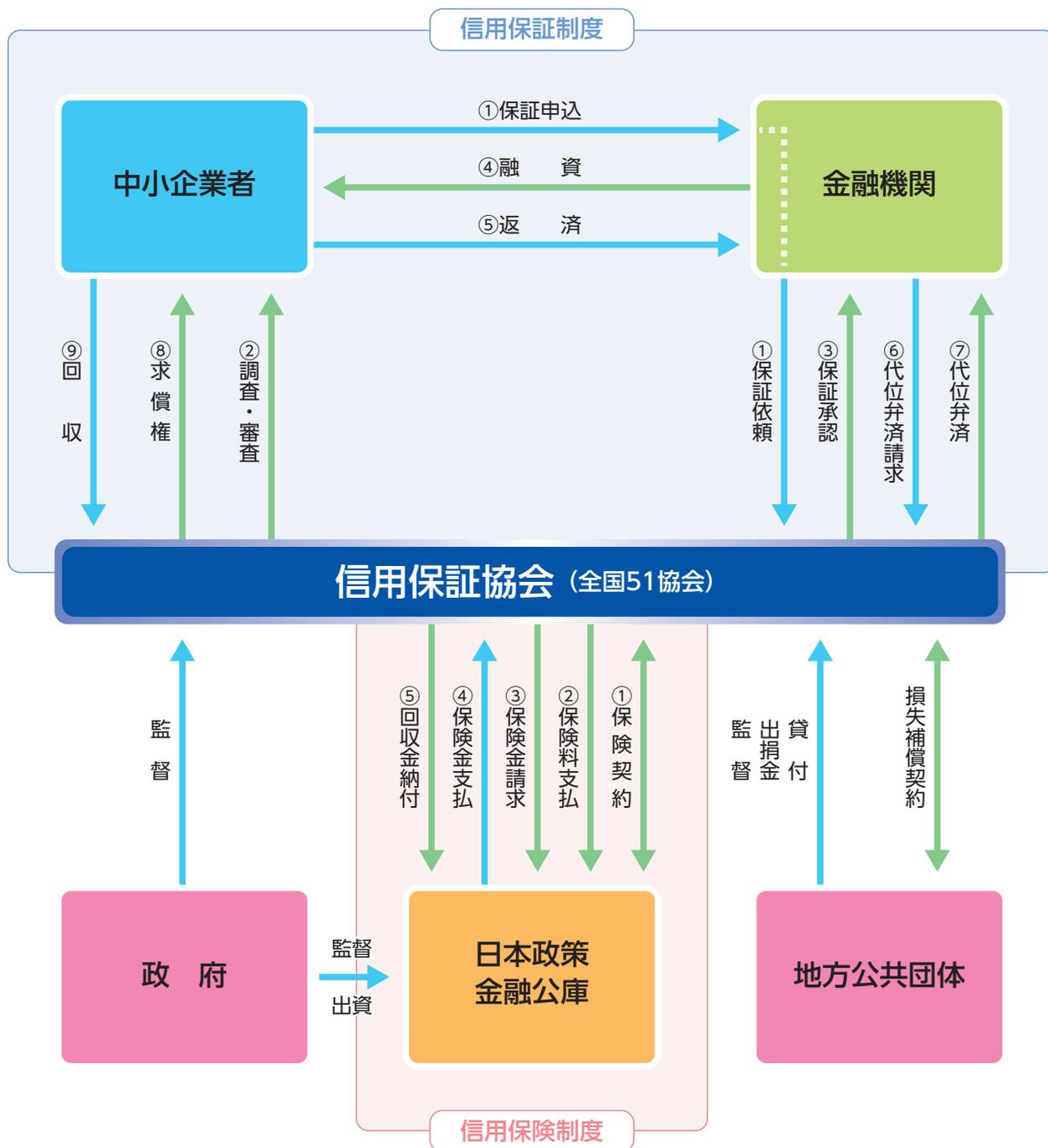
(令和4年8月現在)

会長	日高雅近	常勤	
副会長	吉村恭彰	非常勤	大分県商工会議所連合会 会長
副会長	利光秀方	非常勤	大分県商工観光労働部長
常務理事	松川昌歳	常勤	
理事	稲垣守	常勤	
理事	後藤富一郎	非常勤	大分県銀行協会 会長 (大分銀行 頭取)
理事	権藤淳	非常勤	豊和銀行 頭取
理事	佐藤樹一郎	非常勤	大分市長
理事	利光直人	非常勤	大分県商工会連合会 会長
理事	戸高有基	非常勤	大分県中小企業団体中央会 会長
理事	森田展弘	非常勤	大分県信用金庫協会 会長 (大分みらい信用金庫 理事長)
理事	柳下典之	非常勤	商工組合中央金庫 大分支店長
理事	吉野一彦	非常勤	大分県信用組合協会 会長 (大分県信用組合 理事長)
監事	沓掛洋子	常勤	
監事	首藤慶史	非常勤	公認会計士
監事	中村多美子	非常勤	弁護士

# 信用保証のしくみ

## 信用補完制度

信用保証協会の「信用保証制度」と日本政策金融公庫の「信用保険制度」との2つの制度を総称して信用補完制度といいます。



### ● 信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

- ①中小企業者は、信用保証協会に保証申込をします。(金融機関を経由していただくのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会に直接お申込みいただく方法もあります。)
- ②信用保証協会は、お申込みのあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑤中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧代位弁済を行うことにより、金融機関が有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨中小企業者及びその保証人には、信用保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

### ● 信用保険制度

信用保証業務に伴うリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として日本政策金融公庫から受領します。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として日本政策金融公庫に納付します。

# コンプライアンスについて

大分県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは「法令等の遵守」と定義付け、遵守する対象は①法律、命令 ②官公庁等から発せられた規則、通達等 ③倫理や道徳を含む社会規範 ④当協会の内部規程としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

## 信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

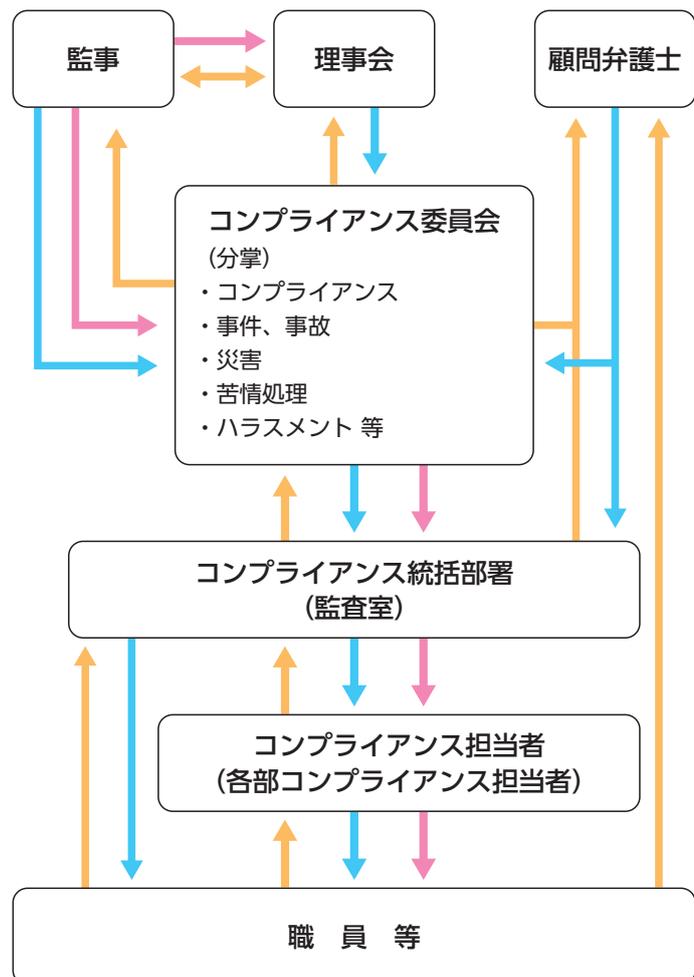
## 具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守
2. 誠実な職務の遂行
3. 守秘義務の履行
4. 職務上の地位と関係者との付き合い
5. コンプライアンス関連事項への対応
6. 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
7. 外部からの苦情・トラブルへの対応
8. 職場秩序の維持
9. 違反行為の報告
10. 懲罰

コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

また、各部署にコンプライアンス担当者を配置し、違反等のあった場合、外部相談窓口（顧問弁護士）に相談できるような仕組みも整えています。

## コンプライアンス組織体制図



凡例： → 報告・連絡・相談    → 指示    → 調査・チェック

## 個人情報保護宣言

大分県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28. 8. 10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- ① 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ② 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ③ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ④ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- ① 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外

部に委託する場合があります。

- ② 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ① 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ② 請求の方法は当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。

### (7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ① 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ② (6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

### (9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	大分県大分市金池町3丁目1番64号 〒870-0026
電話番号	(097) 532-8336
部 署 名	総務部 総務企画情報課

# 令和4年度 経営計画

## 1 業務環境

### (1) 大分県の景気動向

我が国の景気は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあります。令和3年9月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、経済活動の厳しい状況は徐々に緩和されており、このところ持ち直しの動きがみられます。

大分県内の景気は、ワクチン接種の浸透により感染者数が抑制されたことから、昨年夏以降は緩やかな持ち直しが続いていますが、足元では感染症の再拡大により飲食・宿泊・交通・観光等を中心に厳しさに直面しており、回復は足踏み状態となっています。

今後については、新型コロナウイルス感染症の影響による内外経済への影響、資材供給面での制約や原材料価格の動向による経済の下振れリスク、自然災害発生による経済活動の停滞、国際情勢の緊迫化による世界経済の混乱等さまざまなリスクを注視していく必要があります。

### (2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症により、急速かつ大幅な景気後退を経験したにもかかわらず、企業の倒産は低水準で推移しています。背景には、金融機関による新型コロナウイルス関連融資や、政府補助金による下支えがありますが、依然として社会経済活動の抑制が行われており、宿泊・飲食・交通・観光等の一部業種では資金繰りや業況は厳しい状況です。

今後は、新型コロナウイルス感染症下で借入金を大きく増やした事業先の返済据置期限や無利子期限が到来することから、収益を確保し返済が可能となるよう、生産性向上等の本業強化、事業再構築、事業転換等に向けての迅速な取り組みが課題となってきます。また、後継者不足等を要因とする事業承継問題は、新型コロナウイルスの影響を受けた地域の経済基盤や雇用をどう維持していくかという地域経済全体の課題へ拡大しています。

## 2 業務運営方針

大分県信用保証協会は、信用保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、信用保証や経営支援業務等を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、経営努力をひたむきに続ける中小企業・小規模事業者への支援に努め、地域経済の再活性化に寄与します。特に金融機関、各支援機関等との一層の対話を図り、地域の総力を挙げた支援に取り組むことに留意します。事業者の本業強化、事業再構築等に向けての資金繰りに支障が生じないように、伴走支援型特別保証制度等の政策保証を積極的に推進します。また、事業者の経営課題解決に向けて、金融機関や支援機関、外部専門家とより一層の対話と協力体制のもと早期段階からの課題解決を進めるとともに、喫緊の課題である事業承継や創業支援の取り組みも更に推し進めます。併せて、利便性の向上と当協会の業務効率化のため、保証業務のデジタル化にも取り組みます。

### 1. 保証部門

#### (1) 現状認識

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、過去に例を見ない実質無利子・無担保融資「がんばろう！おいた資金繰り応援資金」の取扱いにより令和2年度の保証承諾は協会設立以降最高となりました。令和3年度に入っても、感染拡大と縮小を繰り返しており、令和4年早々にはオミクロン株により感染が急拡大するなど、新型コロナウイルス感染症の影響は収束が見通せていません。このため、事業継続に必要な資金繰り支援、新型コロナウイルス感染症に関する借入金の据置期間終了先への資金繰り見直し、事業の再活性化に向けた事業再構築支援等に取り組むことが求められています。また、最近では地域経済の活性化、SDGs、地球温暖化対策など社会貢献に取り組む中小企業・小規模事業者への支援の必要性も高まっています。

そのような中、中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上を促すため、当該中小企業者に対する金融機関の支援方針や地域商社・販路開拓コンサルティング等を通じた企業支援の動きに着眼し、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせた協調融資や継続的な伴走支援を併せた融資など金融機関との連携とリスク分担を考慮した支援に取り組ま

す。このため、日常的に金融機関との対話を行い連携体制の構築を行います。

また、中小企業・小規模事業者の実情の把握に努め、ライフステージに応じた様々な資金需要に対して安定的な資金調達を支援することとし、とりわけ資本金・信用力が乏しく資金繰りが不安定になりやすい小規模事業者や創業者等には寄り添った姿勢で積極的な支援に取り組むほか、制度資金等を通じて事業承継を支援します。

加えて、危機発生時における支援としては、新型コロナウイルス感染症の影響は収束しておらず引き続き積極的かつ丁寧な支援に取り組むほか、頻発する自然災害の対応も重要です。そのため、地方公共団体や金融機関、支援機関等との連携を図り、危機発生時に向けた備えや発生後の迅速な対応に努めます。

さらに、信用保証協会の機能を有効に発揮するためには、地方公共団体や支援機関等との連携は不可欠と言えます。国や地方公共団体と連携して施策を推し進める制度保証は中小企業・小規模事業者にとってメリットがあるものが多く、積極的に利用されています。このことから国の施策に応じた資金繰り支援を行うほか、地方公共団体や支援機関と連携を図り地域の実情に応じた制度資金等の対応を行います。

#### (2) 具体的な課題

##### A 金融機関と連携した資金繰り支援

##### イ 中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた資金繰り支援

##### ウ 危機発生時における支援

##### エ 政策保証や地公体制度融資等による資金繰り支援

#### (3) 課題解決のための方策

##### A 金融機関と連携した資金繰り支援

中小企業庁により公表された「信用保証制度の利用状況」等を参考に、中小企業・小規模事業者に対する金融機関の支援方針を考慮の上、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせた協調融資などリスク分担に取り組みます。このため、日常的に金融機関との対話を行い連携体制の構築を行います。

##### (ア) 金融機関との対話

① 中小企業庁により公表された「信用保証制度の利用状況」等を参考に、リスク分担に関する方針等について金融機関本部・営業店との日常的な対話に努めます。とりわけ、コロナ禍における保証対応やコロナ禍で打撃を受けた事業者に対する支援方針等について意見交換を行います。

② 金融機関と地区毎の勉強会・懇談会等を開催し、金融機関と連携した支援体制の基盤づくりに努めます。

③ 個別中小企業者に対する金融機関の支援方針の把握に努め、情報の蓄積を行います。

④ 地域における金融機関とのリスク分担の状況について引き続き把握を行います。

##### (イ) 提携保証等による対応

① 金融機関と連携した提携制度や金融機関の要望に対応した制度等を推進します。

##### イ 中小企業・小規模事業者のライフステージに対応した資金繰り支援

中小企業・小規模事業者がライフステージに応じて必要とする多様な資金需要や新型コロナウイルス感染症による影響先等に対し、個々の中小企業者の状況を勘案しつつきめ細かくスピーディーな対応を行います。

(ア) 中小企業・小規模事業者の資金繰り安定・経営改善に向けた支援

① 金融機関との対話により、新型コロナウイルス感染症の影響により資金調達を行った先や新たな保証利用先の業況把握のため中小企業・小規模事業者のモニタリングを行います。

② 企業訪問を通じて中小企業・小規模事業者の実態把握やアドバイスをを行います。

③ 新型コロナウイルス感染症による影響先や中小企業・小規模事業者の個々の実態や需要に応じて、借換保証等の提案により資金繰りを支援します。また、事業者の資金繰り改善、地域経済活性化、SDGsへの取り組み、地球温暖化対策の社会貢献取組み等を保証承諾に反映させます。また、優れた取り組みをベストプラクティス事例として収集し活用を図ります。

④ 中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため引き続

- きスピーディーな対応を行います。
- ⑤各種保証サービスを通じて保証利用の推進を図ります。
- ⑥経営環境の変化に対応した新しい保証制度の創設を検討します。
- ⑦経営改善等が必要な先については、経営支援部と連携して取り組みます。
- (イ) 創業者に対する支援
- ①事業リスクの判定が困難なものの、今後の事業活動が見込まれる創業者等への資金繰り支援を積極的に行います。
- ②県が取り組むおおいたスタートアップ支援事業に協働し、おおいたスタートアップセンターとの連携を図ります。
- ③創業者に対するフォローアップを行います。
- ④金融機関や支援機関が行う創業・新事業等支援プロジェクトに参画し、創業者等支援を行います。
- ⑤創業前支援を充実させるため、協会内で定期的な相談会を開催、各地の創業セミナーでも相談窓口を設置します。

- (ウ) 小規模事業者等に対する支援
- ①小規模事業者のため様々な要因により十分な資金調達ができないものの、今後の事業活動が見込まれる小規模事業者への資金繰り支援を積極的に行います。
- ②地域の事業・雇用の担うNPO法人の利用を促進します。
- (ク) 事業承継に関する支援
- ①事業承継を支援するため、大分県事業承継資金等により必要な資金調達を支援するとともに、信用保証料負担の軽減に取り組みます。
- ②事業承継時に経営者保証が不要となる事業承継特別保証制度等を推進します。
- (ケ) 金融機関紹介の対応
- ①中小企業・小規模事業者の相談を受けるため、金融機関紹介窓口を設置し、金融機関紹介の対応を行います。
- ②連携保証制度「スクラム（税理士連携）」の活用により、税理士と連携して金融機関になじみが薄い小規模事業者に対する金融機関紹介を行います。

## ウ 危機発生時における支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響は収束しておらず引き続き積極的かつ丁寧な支援に取り組むほか、頻発する自然災害への対応も重要です。そのため、地方公共団体や金融機関、支援機関等との連携を図り、危機発生時に向けた備えや発生後の迅速な対応に努めます。
- (ア) 新型コロナウイルス感染症の対応
- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対してセーフティネット保証等を通じた資金繰り支援に取り組みます。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対し、令和4年2月に要件が拡充された「伴走支援型特別保証制度」を活用し、経営支援に取り組む金融機関と密接に連携して、中小企業・小規模事業者の経営改善に向けた資金繰り支援等の伴走支援を推進します。
- (イ) 自然災害等発生時の対応
- ①自然災害等が発生した際には公的機関の使命として積極的かつスピード感を持った取組を行います。
- (ウ) 危機対応に係る地方公共団体等との連携
- ①危機発生時に備えた保証制度や連携体制を整備するほか、危機発生時には連携して発生後の迅速な対応に努めます。

## エ 政策保証や地公体制度融資等による資金繰り支援

- 国の施策に応じた資金繰り支援を行うほか、地方公共団体や支援機関と連携を図り地域の実情に応じた制度資金等の対応を行います。
- (ア) 中小企業・小規模事業者にメリットがある地公体制度融資の推進
- ①中小企業・小規模事業者の費用負担を考慮し、低金利固定や信用保証料の助成がある地公体制度融資などを提案します。特に新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることもあり、保証料がゼロとなる「社会経済活性化資金（国の『伴走支援型特別保証』）に準じた制度を積極的に推進します。
- (イ) 地方公共団体や支援機関との連携
- ①地方公共団体や商工会議所・商工会の訪問等を通じて、地域の景気や中小企業・小規模事業者の動向・ニーズの把握に努めます。

- ②地域の課題に対応するため、市町村と連携した保証制度創設を検討する。また、地方公共団体や金融機関等と連携し、地域ファンドへの出資を行うとともにセミナー開催等を検討します。
- ③当協会が事務局を務める大分県中小企業復興支援協議会の熊本地震被災企業に対する利子等支援事業を適切に実施します。
- ④支援機関等と連携した提携保証制度等を活用し、支援機関等との連携を図ります。
- ⑤産学金連携の動きと連携し中小企業・小規模事業者支援に取り組みます。
- (ウ) 経営者保証を不要とする保証の対応
- ①経営者保証ガイドラインに基づいた経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて周知を行います。また、民法改正の趣旨を考慮した第三者保証人の取扱いを行います。
- ②金融機関の支援状況や中小企業・小規模事業者の財務内容等を確認の上、経営者保証ガイドラインを適切に運用し、経営者保証を不要とする保証を行います。

## 2. 経営支援部門・期中管理部門

### (1) 現状認識

信用保証協会法改正により経営支援業務が信用保証協会の業務に明記され、中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上に向けた支援の重要性が新型コロナウイルス感染症の影響下において益々高くなっています。

新型コロナウイルスの影響を大きく受けた事業者では、従来のビジネスモデルからの変革が必要となっています。また、新型コロナウイルス感染症関連融資の利用等で事業継続を果たした事業先は、足元の経営危機は回避できましたが、金融負債はコロナ前に比べ急増しており長引く新型コロナウイルス感染症の影響で過剰債務の問題が生じています。

加えて、後継者不在により黒字廃業する事業者も増えてきており、事業承継支援も急務な問題となっています。

こうした中で、多種多様な経営課題に対して経営改善を進めていくためには、中小企業・小規模事業者に寄り添い、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせることで経営支援・事業再生に取り組むとともに、取り組みを充実・発展させるため経営支援の取り組みに関する定量的な効果検証の試行・準備を行います。

近時では、返済緩和や代位弁済の案件の増加基調が見受けられることから業況不芳の経営支援先に対する管理については、金融機関からの業況報告書を活用したヒアリング活動や企業訪問により、早期の状況把握と適切で柔軟な支援措置を講じます。

やむなく代位弁済に至る場合は、経営支援業務と回収業務を一体とした組織変更の効果を発揮し早期回収につなげるため代位弁済手続きの円滑化を図ります。

### (2) 具体的な課題

- ア 金融機関や支援機関と連携した経営支援・事業再生の推進  
イ 期中管理の徹底

### (3) 課題解決のための方策

- ア 金融機関や支援機関と連携した経営支援・事業再生の推進
- 中小企業・小規模事業者のコロナ禍における業績悪化などのライフステージに応じた多種多様な経営課題に対して、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせることで経営支援・事業再生に取り組むとともに取組を充実させるための効果検証の試行・準備を行います。
- また、後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者に対して事業承継に関する支援を行います。
- (ア) 中小企業・小規模事業者の経営支援・事業再生の促進に向けた金融機関や支援機関との連携強化
- ①金融機関や支援機関が主催するバンクミーティング等に積極的に参加し、連携して経営支援・事業再生に取り組みます。
- ②大分県中小企業サポート推進会議の活用や認定支援機関との連携を図ります。
- ③中小企業・小規模事業者の経営支援・再生支援を円滑に進めるため、大分県中小企業再生支援協議会等関係機関との連携を強化します。
- (イ) 中小企業・小規模事業者の課題解決に向けた経営支援・

事業再生の実施と定量的な効果検証の試行・準備

- ①当協会の独自事業である「専門家派遣事業」を実施し、中小企業・小規模事業者の課題解決に取り組みます。
- ②国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」の制度変更に伴い事業を拡大します。
- ③当協会が主催するサポートミーティングの開催を働きかけます。
- ④当協会の独自事業である「大分県経営改善支援センターの経営改善計画策定支援事業に対する補助事業」を実施し、大分県経営改善支援センターと連携して経営改善計画の策定を積極的に支援します。
- ⑤新型コロナウイルス関連融資にかかる金融機関からの業況報告書を活用し、中小企業・小規模事業者の現状把握に努めると共に必要に応じて経営支援施策の紹介等を行います。
- ⑥リスク先企業の改善状況等をきめ細かくフォローし、条件緩和債権の借換を通じて、経営の正常化に努めます。
- ⑦再生局面において、個々の中小企業者の状況を勘案しつつ、各種再生手法を活用した再生支援に取り組みむとともに経営者保証ガイドラインの適切な運用に努めます。
- ⑧経営支援の効果的な実施に向けた検証のためのデータ収集に取り組みます。

(ロ) 事業承継に関する支援

- ①事業承継の多様な形態に柔軟に対応できるよう大分県事業承継・引継ぎ支援センター等関係機関との連携を緊密に行い、事業承継を支援します。
- ②事業承継に関する相談会・説明会等へ積極的に参加し、情報発信に努めます。
- ③協会利用がある中小企業・小規模事業者に対する企業訪問、アンケート等を通じて、事業承継施策の周知や大分県事業承継・引継ぎ支援センターの紹介を行います。

イ 期中管理の徹底

延滞債権や業況不芳の経営支援先に対する管理については、金融機関及び認定支援機関等との協議や企業訪問により適切に状況把握を行い、柔軟な条件変更対応や改善計画策定などの支援措置を講じるとともに、やむなく代位弁済に至る場合は適切な再生手続や早期回収につなげるため代位弁済の円滑化を図ります。

また、中小企業・小規模事業者における経営状況の把握等内部管理体制の充実を図ります。

(ア) 正常化に向けた期中管理

- ①延滞先や事故報告先について、金融機関営業店及び本部との共同管理により、その正常化に取り組みます。
- ②必要に応じて、金融機関や中小企業・小規模事業者の訪問を通じて状況を把握するとともに、柔軟な条件変更対応等による資金繰りの改善支援を行います。

(イ) 早期回収に向けた代位弁済の円滑化

- ①金融機関担保について金融機関との協議を行い、担保の取り扱いや処理方針の早期確立に努めます。
- ②当協会の事務手続の周知を行い代位弁済の円滑化を図ります。
- ③業況不芳の経営支援先については支援の状況や計画の進捗状況等を把握し、結果として代位弁済となるものについては、適切な再生手続や早期回収につなげるため、金融機関等に代位弁済の円滑化に必要なアドバイスをします。

(ロ) 内部管理体制の充実

- ①大口企業及びグループ企業については、件数・金額の増減や財務内容の傾向等を引き続き分析します。
- ②早期事故案件の分析・検証を充実します。

## 3. 回収部門

### (1) 現状認識

近年は代位弁済が低水準で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症への積極的な対応により保証債務残高は急増しており、過去の危機対応後における代位弁済動向や新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを考慮すると、今後の代位弁済の増加に備える必要があります。

他方、有担保求償権の減少、第三者保証人のいない求償権や自己破産等法的手続を適用した求償権の増加等により、回収を取り巻く環境は変化しています。また、求償権回収の重要性に変わりはないものの、経済的合理性や再生支援の観点から回収の最大化を求めて超長期に渡る回収を続ける効果が

薄れてきています。

こうした中で、求償権回収においては早期に回収に着手し返済可能性を探るとともにより効率性を重視しつつ最大化を図る必要があります。また、中小企業・小規模事業者等における個々の実情に応じたきめ細かな対応が求められており、事業再生や生活再建の支援を視野に入れた抜本再生の取組や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（コロナ特別）」への対応を行います。

### (2) 具体的な課題

- ア 効率性を重視しつつ最大化を図る回収の取組
- イ 再チャレンジに向けた事業再生、生活再建に向けた取組

### (3) 課題解決のための方策

#### ア 効率性を重視しつつ最大化を図る回収の取組

求償権の回収は代位弁済からの時間経過により回収率が大きく低下していくという傾向があるため、改めて初動を徹底し、効率性を重視しつつ回収の最大化を図るとともに、サービスの回収ノウハウを継承しつつ機動的な回収体制の充実を図ります。また、回収見込みについては早期に見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めます。

#### (ア) 効率性を重視しつつ最大化を図る回収の取組

- ①金融機関と連携し、中小企業・小規模事業者等の経営や収入・資産状況を把握するとともに、代位弁済後の初動を徹底し、早期回収に向けた交渉を行います。
- ②担保物件は、金融機関との連携等を通じて早期処分を図ります。
- ③サービスの回収ノウハウを継承し、一体的かつ機動的な回収体制の充実を図ります。

#### (イ) 管理事務停止・求償権整理による効率化

- ①回収見込みについては早期に見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めます。

#### イ 再チャレンジに向けた事業再生、生活再建に向けた取組

代位弁済後も事業を継続している中小企業・小規模事業者に対しては、事業再生に向けた支援に取り組みます。また、保証人に対しては資産・収入を踏まえ、経営者保証ガイドライン等を活用したきめ細やかな対応を行います。

#### (ア) 求償権消滅保証等を活用した再生支援

- ①代位弁済後も事業を継続し、定期返済を行っている中小企業・小規模事業者について、求償権消滅保証等を活用した再生支援に取り組みます。

#### (イ) 保証人に対する経営者保証ガイドライン等を活用したきめ細かな対応

- ①保証人の生活再建に向けて対話を強化し、資産・収入を踏まえて、経営者保証ガイドライン等を積極的に活用したきめ細やかな対応を行います。

#### (ロ) 市町村との求償権放棄条例制定に向けた協議

- ①中小企業・小規模事業者の事業再生を円滑に進めるため、市町村の求償権放棄条例制定に向けて市町村と協議を行います。

## 4. その他関係部門

### (1) 現状認識

新型コロナウイルス感染症の影響下において信用保証協会を取り巻く環境は大きく変化しており、資金繰りや経営支援に今まで以上に丁寧かつ確に対応するため、人材の育成に努めるとともに、経営基盤と業務環境の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症関連融資において保証申込が急増したことや感染症対策の観点から、中小企業・小規模事業者や金融機関においては非対面（押印レス等）による迅速な手続きに対するニーズが高まっています。ニューノーマルとしてオンライン会議が定着しつつあることも踏まえ、保証業務の電子化等によるデジタル化、IT活用の対応を行います。

加えて、公的保証機関としてのコンプライアンス態勢の強化や災害・システム障害等の緊急事態においても的確に対応できる危機管理態勢の強化を図るとともに新型コロナウイルス感染症対応の検証を通じて次の危機対応に備えます。

さらには、中小企業・小規模事業者の利便性向上のために広報・広聴活動の充実を図るとともに、地域に根ざした信頼

される信用保証協会を目指すため、地方創生・地域社会への貢献と社会的ニーズが高まるSDGsの普及・達成に向けた取組を行います。

## (2) 具体的な課題

- ア 人材育成の充実
- イ 経営基盤と業務環境の充実
- ウ デジタル化、IT活用への対応
- エ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実
- オ 広報・広聴の充実と地方創生・地域社会への貢献

## (3) 課題解決のための方策

- ア 人材育成の充実
 

信用保証協会に期待される役割は、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援から地方創生への貢献まで幅広いものとなっています。これらの業務に的確に対応するため、当協会の有する人的資源を有効に活用するとともに人材の育成に取り組めます。

  - (ア) 外部研修等による専門的知識の習得
    - ①連合会等外部研修への参加や通信教育の受講を継続することにより、専門的知識の習得を目指します。
    - ②中小企業診断士の養成及び信用調査検定等の資格取得の推進を行います。
  - (イ) OJTによる協会業務に関するノウハウの習得
    - ①協会業務に関するノウハウを習得し、業務に的確に対応できる人材を育成するため、職員へのOJTを継続的に実施します。
  - (ウ) 内部研修等による知識の習得及び情報の共有
    - ①知識の習得にむけて外部講師招聘による内部研修会を実施します。
    - ②知識の習得と情報の共有を図るため職員を講師とした内部研修会（報告会）を実施します。
- イ 経営基盤と業務環境の充実
 

経営基盤の充実に向けて安全かつ効率的な資金の運用に努めるとともに限られた人員による、幅広い信用保証協会の業務を適切に実施するため、業務運営の効率化を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスやダイバーシティの推進など職場環境を整備し働きやすい職場づくりに努めます。

  - (ア) 安全性や効率性等を考慮した自己資金の運用
    - ①経営基盤を強化するため、自己資金は安全性を確保した上で収益や効果等を考慮して運用します。また、コロナ禍に伴う代位弁済の増加に備え資金繰りに万全を期す。
  - (イ) 業務の改善や職場内の問題解決に向けた取組
    - ①業務効率化を目的として「デジタル化推進委員会」を中心に、既存データの電子化により業務の効率化を図ります。
  - (ウ) 働きやすい職場環境の整備
    - ①働き方改革関連法の遵守やワーク・ライフ・バランスの促進、ダイバーシティの推進により、働きやすい職場環境の整備に努めます。
  - (エ) 女性活躍の場の拡大
    - ①組織の活性化のため、外部とのネットワークや交流会等を通じて女性の活躍の場を広げます。
  - (オ) SDGsの普及・達成への取組
    - ①生産性の向上やデジタル化、環境対策など地域の中小企業・小規模事業者が抱える悩みに寄り添い、金融機関等と連携して課題解決を進めていくことを通じて、SDGsの普及・達成へ貢献します。
    - ②役職員の健康維持や増進を推進することにより、活力ある健やかな職場環境づくりを目指し、同時にサステナブルな社会貢献にも取り組めます。
- ウ デジタル化、IT活用への対応
 

コロナ禍において非対面（押印レス等）で迅速な手続きの重要性が高まる中、一部の協会で信用保証書の電子化が始まるとともに全国的な信用保証業務の電子化も検討されています。また、オンライン会議の開催などニューノーマルへの対応が求められている。そのため、事業者や金融機関における利便性向上及び協会業務の効率化の観点からデジタル化、IT活用への対応を行います。

  - (ア) 利便性向上に向けた対応
    - ①信用保証書電子化の推進を行う（令和3年度は3金融機関で実施）。
    - ②連合会の「信用保証業務の電子化」に向けた事務手続きの変更対応を行うと共に、金融機関との協議を進め

ます。

- (イ) 業務効率化やニューノーマルへの対応
  - ①業務効率化やニューノーマルへの対応を行います。
  - ②研修会・会議等については、必要に応じてリモート形式の活用によってニューノーマルへの対応を行います。
- エ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実
 

依然として企業不祥事が発生し、企業内のコンプライアンス意義を問われる事態につながっています。社会におけるコンプライアンスの要請は単なる法令遵守に留まらず、より高いレベルを求められていることを踏まえ、当協会でも引き続きコンプライアンス態勢の充実に取り組む必要があります。また、今後、南海トラフ大地震等大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されていることから、危機管理態勢の充実に取り組めます。

  - (ア) コンプライアンス態勢の充実
    - ①改正個人情報保護法が4月から、改正公益通報者保護法も6月から施行となることから、研修等を通じ改正趣旨の周知を行い、役職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。
    - ②昨年度発生した個人情報を含む書類の誤廃棄等に対する再発防止策の周知と確実な履行に努めるとともに、そのチェックを行うことにより、コンプライアンスの実効性を高めます。
  - (イ) 危機管理態勢の充実
    - ①BCPの訓練や研修等を継続的に実施することで、危機管理態勢の強化を目指します。
    - ②九州の信用保証協会間で合意した危機発生時の業務応援体制について、周知を図ります。
    - ③新型コロナウイルス感染症への対応として、継続的な業務実施のため、引き続き各種感染予防と職場環境の見直しに取り組めます。
  - (ウ) 危機対応の検証
    - ①新型コロナウイルス感染症の対応については、変異株の発生等により対応継続中であり、今後の検証取りまとめができるよう備えます。
- オ 広報・広聴の充実と地方創生・地域社会への貢献
 

保証付き融資を有効に、かつ、幅広く利用してもらうためには信用保証制度の仕組みや当協会の取り組み、制度融資等について分かりやすく周知する必要があります。また、中小企業・小規模事業者や金融機関のニーズを把握し、より利用しやすい信用保証協会にしていくために広聴も重要となることから、広報・広聴の充実を図ります。さらには、地方創生、地域社会へ貢献し、地域に根ざした信頼される信用保証協会を目指します。

  - (ア) 広報の充実
    - ①ホームページ、機関誌、パブリシティ活動、パンフレット等の広報ツールや説明会等により、中小企業・小規模事業者や金融機関に対してタイムリーな情報発信・周知を行います。
  - (イ) 広聴の充実
    - ①中小企業者向けアンケート等の活用により、中小企業・小規模事業者からの意見を収集し業務に反映します。
  - (ウ) 出前講座の実施
    - ①各種団体の要望や当協会からの提案により、役職員が outgoing、信用保証制度等に関する出前講座を実施します。
  - (エ) 創業セミナーやボランティア活動を通じた地方創生支援
    - ①大学、専門学校、専修学校を対象とした学校向けの創業セミナー等の開催により、金融教育や起業マインドの醸成を図るとともに、ボランティア活動等を通じて地方創生、地域社会に貢献します。

## 3 保証承諾等主要計画

項目	金額
保証承諾	60,000百万円
保証債務残高	250,000百万円
代位弁済	5,000百万円
回収	350百万円

# 令和3年度経営計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は、経営の透明性を一層向上させて、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し計画等の実施状況に係わる自己評価を行うとともに、第三者による評価を受けて、その結果について公表しています。

今般、令和3年度経営計画の実施状況について、自己評価を行いましたので、外部評価委員会意見書と併せて公表いたします。

直しつある」となっている。(大分県内経済情勢報告令和4年4月)

## I 業務環境について

### 1. 地域経済及び中小企業の状況

我が国の景気は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあるが、令和3年9月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、経済活動の厳しい状況は徐々に緩和され持ち直しの動きがみられていた。

大分県内の景気は、ワクチン接種の浸透により感染者数が抑制されたことから、昨年夏以降は緩やかな持ち直しが続いているものの、足元では感染症の再拡大により飲食・宿泊・交通・観光等を中心に厳しさに直面している。加えて、原材料価格の高騰や国際情勢の緊迫化により景況感の改善にブレーキがかかっており、回復の動きが鈍化した。

### 2. 中小企業向け融資の動向

大分県内に本店を有する地方銀行及び第二地方銀行の中小企業向け貸出残高(令和4年3月末)をみると、地方銀行は1兆4,381億円(前年同月比104.7%)、第二地方銀行は3,741億円(同102.1%)といずれも増加した。

### 3. 大分県内中小企業の資金繰り状況

大分県内中小企業の資金繰りは日本銀行大分支店の企業短期経済観測調査2022年3月によると、県内中小企業の資金繰り判断D.1は、プラス2ポイント(「楽である」-「苦しい」)となっている。感染症拡大で最も悪化した2020年6月のマイナス9ポイント以降は各種経済対策の効果等で回復基調にある。(企業短期経済観測調査2022年3月)

### 4. 大分県内中小企業の設備投資動向

財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内中小企業の令和3年度の設備投資計画は、プラス14ポイント程の増加見込みで推移していたが、第4四半期でマイナス5.1ポイントとなっている。(法人企業景気予測調査令和3年1-3期)

### 5. 大分県内の雇用情勢

大分県内の雇用情勢はやや改善した。大分労働局によると令和3年度平均の有効求人倍率は1.21倍(前年1.12倍)であった。財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内は「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち

## II 事業概況について

保証部門では、コロナ禍で過去最大の実績となった令和2年度の資金需要が落ち着いたことから保証承諾は昨年度と比較して大幅な減少となり感染拡大前の平時に近い実績となった。保証債務残高は、創業支援の充実や令和3年度も運用が続いた県制度の新型コロナ関連保証や伴走支援型保証を活用して据置期間や返済額の見直し等の柔軟な資金繰り支援を行ったことから前年度実績を上回った。また、利用企業者数は前年度末比999企業増加し17,558企業となり、県内中小企業者数に占める信用保証の利用割合は50.6%まで拡大した。

経営支援・期中管理部門は、国の補助金を活用した経営安定化支援事業や協会独自の専門家派遣事業等を実施し個々の事業先の経営課題解決に取り組んだ。また、サポートミーティング等を活用して積極的に関係機関との調整に努め、経営支援の充実を図った。代位弁済については、件数・金額とも前年度実績から増加しているが、各種経済施策に加え、金融機関における柔軟な対応により企業倒産が低水準で推移していることから、過去3年の平均値と同水準にとどまった。

回収については、近年の代位弁済が低水準で推移していること、無担保や第三者保証人のいない求償権の増加、自己破産等法的手続の適用により回収を取り巻く環境は変化しており、計画・前年度実績ともに下回った。

〈令和3年度主要業務数値〉

(単位:百万円、%)

区分	金額	前年度比	計画比
保証承諾	57,698	25.6	48.1
保証債務残高	261,366	100.6	95.0
代位弁済	1,400	146.7	28.0
実際回収	186	71.8	53.1

## III 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運用と経営の効率化に努めたことや、代位弁済が低水準だったことで支出が抑えられ、収支差額は843百万円の黒字計上となった。

## IV 財務計画について

収支差額のうち、421百万円を収支差額変動準備金に繰入れ、422百万円を基金準備金に繰入れたことにより、期末の収支差額変動準備金は6,031百万円、基金準備金は10,862百万円となった。この結果、基本財産は16,266百万円となった。

## V 重点課題について

### 1. 保証部門

#### ア 金融機関と連携した資金繰り支援

##### (ア) 金融機関との対話

コロナ禍による外出自粛要請もあったが、感染者数が落ち着いている期間に感染対策を徹底し、可能な限り本部・支店支店訪問、相談会・勉強会等を実施し金融機関と連携した支援態勢の構築に努めた。

勉強会では4月からスタートした「伴走支援型特別保証制度」や「大分県定時返済不要短期資金」等を周知。また、金融機関との案件協議や支店訪問時には「業況報告書」等を活用しながら取引中小企業者の情報共有に努め、支援方針等の確認を行った。金融機関においても、より一層の本業支援の重要性を認識しており、今後も金融支援だけではなく専門家派遣事業などの経営支援を含めて金融機関と連携し中小企業・小規模事業者への支援を行っていく。(本部訪問：40回、本・支店訪問：1,113回、勉強会・相談会開催：46回)

##### (イ) 提携保証等による対応

新型コロナウイルス感染症に関する保証制度関係が主流であったが、金融機関と連携した提携制度であるステップサポート保証の推進も行った。(ステップサポート保証による保証承諾実績：257件 1,468百万円)

#### イ 中小企業・小規模事業者のライフステージに対応した資金繰り支援

##### (ア) 中小企業・小規模事業者の資金繰り安定・経営改善に向けた支援

コロナ禍による自粛要請もあり、必要に応じて企業訪問による実態把握やアドバイスを行うとともに、少数ながら企業アンケートで訪問希望のある先には訪問し、事業者に寄り添った対応も行った。また、経営課題がある企業には課題解決のため専門家派遣事業の提案を行った。

(企業訪問：延べ504回、うち専門家派遣訪問119回)

業況等から資金繰りの改善が必要な先については、既保証集約や既存の新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の借換による据置期間の実質延長、大分県定時返済不要短期資金の活用などを提案し資金繰りの改善を行った。(借換による保証承諾実績：860件 11,979百万円)

##### (イ) 創業者に対する支援

創業チャレンジの促進や創業後のリスクに対する支援を強化するために創業・連携推進課を新設。女性担当者を活用した女性創業者への対応、創業後のフォロー面談の充実を図ったほか、おおいたスタートアップセンターと連携し県内各地で開催された創業セミナーへ参加し

た。コロナ禍ではあるものの、創業希望者も多く創業資金の承諾は過去最高となった。(創業資金承諾実績：131件 398百万円、創業支援セミナー参加14回、創業後のフォローアップ訪問86事業先)

##### (ロ) 小規模事業者等に対する支援

小口零細企業保証制度や小口先カードローンの申込は前年度並みの推移となったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者に対しては、低利・保証料補助がある県制度融資の「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」による支援を積極的に行った。(小口零細企業保証承諾実績：369件 1,173百万円、小口先カードローン承諾実績：257件 515百万円)

##### (ハ) 事業承継に関する支援

申込時や企業訪問時等において事業承継に関するヒアリング等を行い、事業承継を検討している中小企業・小規模事業者には、経営安定化支援事業の事業承継支援や事業承継・引継ぎ支援センター等支援機関の紹介、事業承継に関する保証制度の周知を行った。(大分県事業承継資金による承諾実績：4件 130百万円)

##### (ニ) 金融機関紹介の対応

金融機関等での相談体制が整っており中小企業者からの相談実績はなかったものの、紹介相談窓口の設置や関係団体との連携体制を継続した。

#### ウ 危機発生時における支援

##### (ア) 新型コロナウイルス感染症の対応

ゼロゼロ融資に続く制度として、新たに県制度である「社会経済再活性化資金」(国の伴走支援型特別融資に準じた制度)などを設けたほか、県独自の制度で一部に市町の金利補助がある「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」が令和3年度末まで延長され(現在は令和4年10月28日まで延長)、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に対応している。

令和3年度の保証申込の中心は、顧客利便性の高さから県の「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」であるが、伴走支援型の「社会経済再活性化資金」も金融機関、信用保証協会が中小企業・小規模事業者に対して継続的な伴走支援を実施する制度であり、今後も積極的に活用していく。(新型コロナウイルス緊急対策特別資金保証実績：2,506件 20,212百万円、伴走支援型特別保証実績：152件 2,126百万円、社会経済再活性化資金保証実績：148件 2,091百万円)

##### (イ) 自然災害等発生時の対応

大きな自然災害の発生はなかったが、新型コロナウイルス感染症に関する保証対応を円滑に実施するため、金融機関に対し引き続き事前協議シートの利用促進を促し、スピーディーな対応に努めた。

- (ウ) 危機対応に係る地方公共団体等との連携  
近年、頻発化、激甚化している自然災害に備え、地方公共団体と連携して保証制度の創設・改正を行った。

## 工 政策保証や地公体制度融資等による資金繰り支援

- (ア) 中小企業・小規模事業者にメリットがある地公体制度融資の推進  
低利、保証料補助がある地公体制度融資を推進した。特に新型コロナウイルス感染症の影響もあり「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」や継続型の短期資金として資金繰りの円滑化が図られる「定時返済不要短期資金」を推進した。**(定時返済不要短期資金承諾実績：264件 2,721百万円)**
- (イ) 地方公共団体や支援機関等との連携  
地方公共団体や支援機関等との連携については、令和3年度に創設した「創業・連携推進課」が主体となって、地公体等訪問や地公体・支援機関主催のセミナー参加による連携を進めた。また、大分ベンチャーキャピタルの新たな再生ファンドへの出資、中小企業・小規模事業者への新たな支援枠組みにつなげる産学金連携に向けた協議など、新型コロナウイルス感染症の影響で苦しんでいる中小企業・小規模事業者への支援体制の充実に取り組んだ。
- (ウ) 経営者保証を不要とする保証の対応  
経営者保証ガイドラインを適切に運用するため、金融機関の本部・支店訪問時に説明を行い周知に努めた。また事前協議時に同ガイドラインの取扱いの提案を行い積極的に推進した。  
**(経営者保証を不要とする保証承諾実績：54件)**

## 2. 経営支援・期中管理部門

### ア 金融機関や支援機関と連携した経営支援・事業再生の推進

- (ア) 中小企業・小規模事業者の経営支援・事業再生を促進に向けた金融機関や支援機関との連携強化  
コロナ禍による訪問・外出自粛の影響はあったが、感染症対策の徹底、Web会議の活用等の対策を講じながら連携の強化に取り組んだ。とりわけサポートミーティングは、開催件数、同意件数ともに一定の成果を残しており、保証段階から連携して支援するという金融機関との関係が構築されている。**(バンクミーティング：37事業先延べ92回、サポートミーティング：59事業先延べ110回、本部訪問：24回、本・支店訪問：99回、特定リスク適用先数：44事業先)**
- (イ) 中小企業・小規模事業者の課題解決に向けた経営支援・事業再生の実施と定量的な効果検証の試行・準備  
コロナ禍の影響を受けている中小企業・小規模事業者の本業支援のため、積極的に働きかけを行った。専門家派遣はコロナ禍で昨年度利用

が減少していたが、SNS活用等のニーズがあり件数が回復したほか、経営安定化支援事業は目標件数を達成しており、利用者からは「経営課題が把握できた」「効率化につながった」などの評価を得ている。**(専門家派遣実績：38事業先、安定化支援事業による経営支援実績：40事業先)**

また、経営支援の効果的な実施に向けた検証のため、効果測定に必要な財務情報等のデータを収集するとともに、効果検証の指標について、ローカルベンチマーク（財務指標6項目）等の検討を行っている。

- (ウ) 事業承継に関する支援  
親族間承継では通常、代表者変更や債務引受の条件変更などで対応しており資金需要は少なかった。後継予定者がいてもセンシティブな問題を含んでおり、どのように支援ニーズを把握するか模索していたが、次年度はアンケートを実施し中小企業・小規模事業者との接点を持ちたい。**(大分県事業承継資金による承諾実績：4件 130百万円)**

### イ 期中管理の徹底

- (ア) 正常化に向けた期中管理  
コロナ禍による外出・訪問自粛により、十分な金融機関訪問はできなかったが電話等を通じて金融機関営業店とは延滞・事故報告先の実態や金融機関の支援・指導方針の把握に努め、必要に応じてアドバイスを行うことにより早期正常化に向けて取り組んだ。また、重要案件等は金融機関本部とも連絡を取り合い共同管理に努めた。
- (イ) 早期回収に向けた代位弁済の円滑化  
担保により回収が見込まれる先について、早期に担保調査を行うとともに金融機関と担保移転の協議を行い、代位弁済後の回収に繋げるように努めた。事務面では営業店や本部に対し、代位弁済手続きや事例等の説明を行い事務ミスの防止に努めた。
- (ウ) 内部管理体制の充実  
大口・グループ企業について、保証稟議時や定期的な分析によりリスク管理を行うことができた。コロナ禍において大口先が大幅に増加している中、これまで保証利用が少なかったカテゴリー上位の大口先が増加した一方で、返済緩和先も増加しており引続き注視する必要がある。また、早期に事故となった案件については、分析結果等を内部で共有することにより、今後の保証審査や中小企業者へのアドバイス時において経験が活かされるようにした。

## 3. 回収部門

### ア 効率性を重視しつつ最大化を図る回収の取組

- (ア) 効率性を重視しつつ最大化を図る回収の取組  
代位弁済先の事業や生活状況などの把握に努め、早期解決に向けて交渉を行った。有担保求

償権については、事業継続の影響も考慮しつつ、担保物件処分の必要性が高いと判断される案件について、任意処分や競売申立を行い回収促進に努めた。

- (イ) 管理事務停止・求償権整理による効率化  
管理事務停止、求償権整理についてはそれぞれ計画通りに実施した。

#### イ 再チャレンジに向けた事業再生、生活再建に向けた取組

- (ア) 求償権消滅保証等を活用した再生支援  
事業を継続している定期入金先の実態把握を行い、求償権消滅保証等を活用した再生支援が可能な先の発掘に努めたが、該当案件はなかった。
- (イ) 保証人に対する経営者保証ガイドライン等を活用したきめ細かな対応  
抜本的な債務処理が困難な先であっても、保証人の生活状況や現在までの返済状況等を考慮した対応を行った。**(一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用実績：1件、経営者保証ガイドラインの活用実績：2件)**
- (ウ) 市町村との求償権放棄条例制定に向けた協議  
円滑な企業再生の実現に向けて、市町村に対しては求償権放棄条例の制定等の要請を引き続き行っている。今後も継続して要請活動を行いたい。

### 4. その他間接部門

#### ア 人材育成の充実

- (ア) 外部研修等による専門的知識の習得  
これまでの事業者への資金繰り支援に加え、経営改善を伴走して支援していく取り組みが強く求められている。経営支援のノウハウ習得の促進や金融機関と連携して事業者に寄り添うための現場力向上が課題となったことから、産学金連携コーディネーター育成の実施等、従来の人材育成の他にも職員の業務レベルの底上げとなる取組みを積極的に実施した。  
新型コロナウイルス感染防止の観点から、連合会研修については全てオンライン研修となった。オンライン研修は、移動時間等のロスがなく研修参加が容易だが、他の参加者とのコミュニケーションや「場」の雰囲気や掴みづらさ等で職員の負担感が大きかったという課題もあった。  
また、公的資格取得については、時間外・休日の学習環境の提供等で支援を実施した結果、中小企業診断士資格試験に1名が合格した。また、信用調査検定についても上級検定（マスター）1名を含む受験者4名が全員合格した。
- (イ) OJTによる協会業務に関するノウハウの習得  
入協3年以内の若手職員には指導担当者、3年超の職員には再雇用者などから丁寧な指導を実施することで業務能力の向上に取り組んだ。また、専門家派遣事業に若手職員が同席するこ

とで、専門家の経営支援手法等の知識習得を図った。

- (ウ) 内部研修等による知識の習得及び情報の共有  
ローカルベンチマークを活用した事業評価研修や、SDGsへの理解や知識を深めるため研修を実施し、幅広い知識の習得をした。また、協会職員を講師として若手職員向け研修や情報セキュリティの研修を実施した。

#### イ 経営基盤と業務環境の充実

- (ア) 安全性や効率性等を考慮した自己資金の運用  
自己資金の運用は、安全性を重視して行った。有価証券の運用益は低金利政策が続いていることから、前年度実績を下回った。また、年度毎の償還額に偏りが生じていたが、代位弁済の急増が懸念される令和4年度以降3年間の保証債務の支払財源を確保するため、年度中は既発債を購入することで、償還額を平準化して資金繰りの柔軟性向上に努めた。  
令和4年度から導入される「信用保証協会の会計基準の見直し」の導入準備を行った。また、コロナ対応としての地元金融機関への預託を継続した。
  - (イ) 業務の改善や職場内の問題解決に向けた取組  
協会業務のデジタル化実施に向け「デジタル化推進委員会」を設置、デジタル化・IT化を活用した業務の変革で、更なる経営効率向上を目指す協議を進め、来年度から一部書類のデジタル化を実施予定とすることができた。
  - (ウ) 働きやすい職場環境の整備  
働きやすい職場環境の整備については、労働関連法や働き方改革関連法を遵守するため、同一労働同一賃金に係る改正規程を施行し、有期雇用職員の労働条件改善に資することができた。また、役職員と家族の健康管理に資するため、医療機関と連携した新型コロナワクチン接種体制を迅速に整備した。
  - (エ) 女性の活躍の場の拡大  
令和3年11月に当協会初の女性役員（常勤監事）に協会元職員が委嘱され、女性活躍を象徴する出来事となった。  
また、女性職員を課長相当職としての配置、創業支援業務の専任任命など、現場での管理や経験を重ねることで、業務のスキルアップが図られておりモチベーションアップに繋がった。
  - (オ) SDGsの普及・達成への取組  
備蓄非常食等のフードバンクへの寄贈、近隣小学校への生理用品の寄贈、子供たちの防犯・防災・交通安全についての学習や意識向上を支援する協賛広告、SDGsに関連する債券購入等を通じてSDGsの達成に向けて取り組んだ。
- #### ウ デジタル化、IT化活用への対応
- (ア) 利便性向上に向けた対応  
保証申込の電子化と保証書の電子化、協会内部書類の電子化等、利用者の利便性向上や保証

業務の更なる効率化・迅速化を目指すため、「デジタル化推進委員会」を設置し、保証協会のDX推進の検討を進めた。特に、信用保証書の電子化では、協会のメリットだけでなく金融機関においても書類の紛失・誤廃棄防止等のメリットがあることを県内金融機関へ説明した結果、大分銀行とは令和4年3月に電子化実施、豊和銀行・大分県信用組合とは令和4年5月に実施することができた。なお、該当3金融機関での令和3年度承諾件数は全体の約67%であり、今後電子化による業務効率化の効果が見込まれる。

(イ) 業務効率やニューノーマルへの対応

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各種会議や連合会研修等のほとんどがオンライン（Web）形式となってきたことから、オンライン形式の利点を積極的に活用ができるよう環境を整備した。

**エ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実**

(ア) コンプライアンス態勢の充実

令和3年度の実施項目や組織体制を記載したコンプライアンスプログラムの周知、新聞記事や業務上の体験を題材としたコンプライアンスニュースの発行、職員のコンプライアンスに対する意識や実態調査を目的としたコンプライアンスチェックの実施により、法令・ルール遵守の重要性や協会職員としての社会的責任等、コンプライアンス意識の醸成を図った。

代表者が反社会的勢力とのつながりを指摘された事案の対応については、取扱い金融機関、大分県警、他県協会と連携し対応、主務官庁へ報告を円滑に行った。

個人情報を含む保証申込書類1件の誤廃棄については、関係者に謝罪を行うとともに主務官庁へ早期の報告を行い、ホームページへの掲示の他、文書廃棄作業におけるチェック体制の見直しを行い、職員に対して個人情報管理意識の徹底に努め再発防止策を構築した。また、委託契約書1件の誤配送については、郵便物等の発送手順に新たな工程を加えることでチェック機能を強化し、再発防止を図った。

(イ) 危機管理態勢の充実

新型コロナウイルスへの対応として、感染防止と継続的な業務の実施のため、勤務体制の見直しや感染防止体制の充実を図った。今後も情勢の変化に応じ、有効な対策を講じていく。また、大分市主催の南海トラフ大地震を想定した安全行動訓練「大分市シェイクアウト2021」への参加等や「安否確認システム」による安否確認訓練を実施することで、被災時の初期対応の重要性を喚起した。

(ウ) 危機対応の検証

新型コロナウイルス感染症予防対策に注力したため検証までできなかったが、来期に取り組

む予定。

**オ 広報・広聴の充実と地方創生・地域社会への貢献**

(ア) 広報の充実

ホームページ等を通じ、タイムリーな情報発信を行うと共に、各種パンフレットをわかりやすい内容で作成し、協会業務内容や信用保証制度の取扱いに関して周知を促すことで、金融機関や中小企業・小規模事業者の利便性向上に努めた。

(イ) 広聴の充実

中小企業・小規模事業者に対するアンケートをより実態に則した見直しを行い、特に新型コロナウイルス感染症の影響等を推し量る質問を追加した。頂いた意見・要望により役職員の意識向上が図られ、中小企業・小規模事業者に寄り添った丁寧な保証対応に繋がった。

(ウ) 出前講座の実施

地元金融機関や商工団体、大学等に出前講座を開催し、協会業務と保証制度を幅広く広めることができた。

(エ) 創業セミナーやボランティア活動を通じた地方創生支援

創業セミナーについては、市町村や商工会との連携の一環として開催された創業者向けのセミナーで講師を務め、保証協会の支援内容を広めると共に、地域の創業機運を高めることで地方創生を支援した。また、女性起業家の支援については、「おおいたスタートアップウーマンアワード」でサポーター賞を提供した女性起業家の課題解決のため専門家派遣を行った。

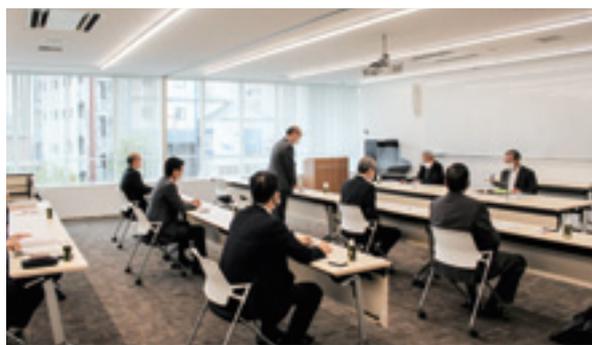
地域社会への貢献については、子ども食堂や近隣の小学校等を支援するため、備蓄している非常食の寄贈や、生理用品を寄贈するなどして、コロナ禍で特に深刻化している貧困問題等にボランティア活動を通じて取り組んだ。

ファンド出資状況について、「おおいたPORTAファンド」（再生支援ファンド）では事業再生を目指して過去投資した2社の業況回復等が確認できたことから投資回収を終えた。なお、このファンドを通じて約195名の雇用維持に寄与することができた。「大分VCサクセスファンド」（ベンチャー支援ファンド）では革新的な技術や画期的なサービスを有する地場企業等の成長を目指して7事業先に新たな投資を実施、ファンドを通じて地域の新たな雇用や活力創出に貢献することができた。また、令和3年度に新たに組成した「おおいた中小企業4号ファンド（スクラムファンド）」では、今後コロナ禍などで苦境に陥る事業者の抜本再生に向けた支援体制が官民一体となり構築できた。

# 外部評価委員会の評価（令和3年度経営計画の評価）

当協会では、経営の透明性を向上させ対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けております。

外部評価委員から令和3年度経営計画の実績に対する意見をいただきました。



## 総括

新型コロナウイルス感染が急拡大した令和2年度は先行き不透明な情勢から事業者の資金繰り安定を最優先に業務が遂行され多くの金融支援が実施された。令和3年度はまだ感染状況に収束を見通せない状況であったが、金融支援は緊急時対応から平常時の状態に落ち着いてきた。

大分県信用保証協会では、金融機関等の訪問活動を再開させ、積極的な事業者の状況把握や経営支援策に関する対話を行い、コロナとの共存に向けた企業支援活動の創意工夫に取り組んでいる。

令和3年度は保証債務残高及び利用企業者数が過去最高の金額と先数となった。これに対して代位弁済の増加という反作用が懸念されたが、国や地方公共団体による経済対策や金融施策により企業倒産は低水準で推移した。

収支差額は8億43百万円を計上し、このうち4億21百万円を収支差額変動準備金に、4億22百万円を基金準備金に繰り入れ、年度末における基本財産は162億66百万円となり着実な増強が図れている。

中小企業・小規模事業者は、いまだ収束していない新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ侵攻に伴う物価高騰や円安などの影響により、経済の回復についていまだ予断を許さない状況が続いている。金融支援はもとより経営支援の役割を十分に発揮するため、金融機関や関係団体との連携と対話に努め、地域に根差した信用保証協会の役割と貢献を大いに果たしていくことを期待する。

## 保証部門について

大分県独自のコロナ融資制度の延長、国の「伴走支援型特別保証制度」を補強した制度や定時返済不要短期資金制度の創設等、充実した制度融資を積極的に活用し、借換を含む柔軟な対応で事業者負担を軽減する様々な工夫が実施されたものと評価する。

創業者へのきめ細やかな対応を目的に「創業・連携推進課」が新設され、県内各地で開催される創業セミナーに参加し保証制度の周知に注力した結果、コロナ禍にもかかわらず過去最多の支援実績件数となっている。取り組みを継続することで引き続き地方創生や創業支援に努められたい。

従前から長い時間をかけて地道に金融機関との対話に取り組んできた結果、金融機関プロパー融資と保証付き融資の適切な分担がとれており、金融機関と連携した事業者支援態勢の構築が図れていると評価する。とりわけ、危機発生時における金融支援や打撃を受けた事業者に対する経営支援については日常的な情報共有が適時適切な対応に繋がると思われるので今後も継続的な連携をお願いしたい。

## 経営支援・期中管理部門について

コロナ禍の金融支援で増加した保証利用先への経営支援は、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、国際情勢の悪化や円安の影響による物価変動など不確定要素があるなかで非常に重要な課題である。

この課題に対して、企業訪問や金融機関訪問等を通じたプッシュ型の専門家派遣に取り組んでいる。また、業況不芳先に対しては安定化支援事業やサポートミーティングを活用した経営支援を着実に取り組んでいる。特定の部署に限らず、それぞれの部署がその役割のなかで経営支援の取り組みを行うことで、期待される経営支援・金融調整機能の役割を果たしていると評価する。

事業承継については、親族内承継や従業員承継にも目を向けた取り組みを期待したい。そのためには、事業承継の機運を高めるような啓蒙活動、潜在的なニーズの把握、金融機関との情報交換といった連携も大事に進めていただきたい。

令和4年度は、金融機関との対話を通じて、全社的に保証利用先に対するモニタリングを取り組む方針のことであり、保証協会には事業者と支援機関等の仲介機能を大いに発揮することを期待する。

## 回収部門について

近年、無担保融資や経営者以外の保証人を徴求しない融資の取り組みが拡大していることにより、求償権回収は厳しい状況が続いている。

引き続き、債務者の現況把握や早期回収の着手により、回収の効率化・最大化に努められたいが、他方で、このような状況変化に対応した回収目標の考え方なども見直す必要があると思われる。

## その他間接部門について

人材育成について、コロナ禍でオンライン研修が定着してきたと思われる。今後は、研修内容に応じた受講スタイルの検証や見直しが必要と思われる。

DXの取り組みに関しては、金融機関の利便性向上や信用保証協会の内部事務の効率化といった業務に直結した内容であり、より前向きで積極的な取り組みを期待する。

コンプライアンス関係では、保証申込関係書類1件の誤廃棄と委託契約書1件の誤配送の事案が発生している。いずれも二次的なデータの流出はなく、速やかに再発防止策が執られているが、信用保証協会には高い公共性や社会的責任が求められる。

役職員には高度なコンプライアンス意識とコンプライアンス違反を許さないという企業風土の醸成に努めていただきたい。また、リスクは何処に潜み、弱みは何処にあるのかという現場に即したリスクアセスメントの取り組みも大きな課題である。顕在化したリスクに対しては、現場負荷がかからないように最も少ない労力で最大の効果を得るよう体系的な仕組みとして解決する方策を検討いただきたい。

令和4年7月7日

大分県信用保証協会外部評価委員会

委員長 岡村 邦彦

副委員長 小川 芳嗣

# 当協会の主な取り組み

## 保証の取り組み

### ○新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を支援するため、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者に継続的な伴走支援を行う全国統一保証制度「伴走支援型特別保証制度」の普及に取り組みました。特に大分県と連携して全国統一保証制度に準拠した自治体制度として創設した「社会経済再活性化資金」では低金利、当初保証料負担ゼロとすることで借入コストを低減し、資金調達を支援しました。

〈令和3年度実績〉

伴走支援型特別保証制度	4件	3千5百万円
社会経済再活性化資金	148件	20億9千万円

また、令和2年度からの継続制度である「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」や令和3年度からの新制度「定時返済不要短期資金」を活用し、既存融資の借換や最長5年間繰延が可能な短期資金融資を支援することで中小企業者の資金繰り改善に取り組みました。

〈令和3年度実績〉

新型コロナウイルス緊急対策特別資金	2,506件	202億1千1百万円
定時返済不要短期資金	264件	27億2千1百万円

### ○信用保証料の割引（令和3年4月～令和4年3月）

創業者や事業承継に取り組む企業を支援するため、当協会独自の保証料割引を行いました。

当協会独自の割引	対象	割引率
事業承継資金	当協会の事業承継保証制度または大分県事業承継資金特別融資を利用して、事業承継に必要な資金を調達する方	▲0.1～0.15%
創業支援資金	大分県創業支援資金を利用して創業に必要な資金を調達する方	▲0.05%

## ○起業される方や創業期の方に対する支援

起業される方や創業期の企業の方を支援するため、以下の取り組みを行っています

- ・ 創業・連携推進課の新設  
創業チャレンジの促進や創業後のリスクに対する支援を強化するために創業・連携推進課を新設しました。
- ・ 創業者向け保証制度の充実  
大分県や各自治体と連携して、創業者向け融資制度の拡充や積極的な金融支援を行いました。
- ・ 自治体等と連携した創業セミナーへの講師派遣  
自治体が商工会議所やおおいたスタートアップセンター等と連携して行う創業セミナーに当協会職員を講師として派遣しました。
- ・ 創業期の方に向けた支援  
創業後5年未満の事業者へ創業フォロー面談を実施するとともに、経営課題を抱える方に対して中小企業診断士を派遣して、経営診断及び指導による経営支援にも取り組みました。



## ○大分県女性起業家創出促進事業への参加

大分県女性起業家創出促進事業「Oita Starring Woman 2021」のキックオフカンファレンスや女性起業家地域カンファレンスに参加しました。

また、「おおいたスタートアップウーマンアワード」において、サポーター賞の提供を行いました。

## ○金融機関店舗表彰・感謝状贈呈

信用保証付き融資に積極的に取り組んでいただいた46店舗に、感謝状を贈呈しました。

また、当協会の推進項目について、積極的に取り組んでいただいた19店舗に対して、特別表彰として感謝状を贈呈しました。

推進項目

- ・ 創業支援推進協力
- ・ 経営者保証ガイドライン推進協力
- ・ 金融機関との連携推進協力
- ・ 経営支援事業連携推進協力

## 経営支援の取り組み

### ○専門家派遣事業

当協会では、平成23年度から独自事業として専門家派遣事業を行っています。当協会をご利用いただいている中小企業の皆さまに、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や経営上抱える各種課題の解決をお手伝いします。

### ○大分県中小企業サポート推進会議

令和3年11月に支援機関の皆さまにご参加いただき開催しました。

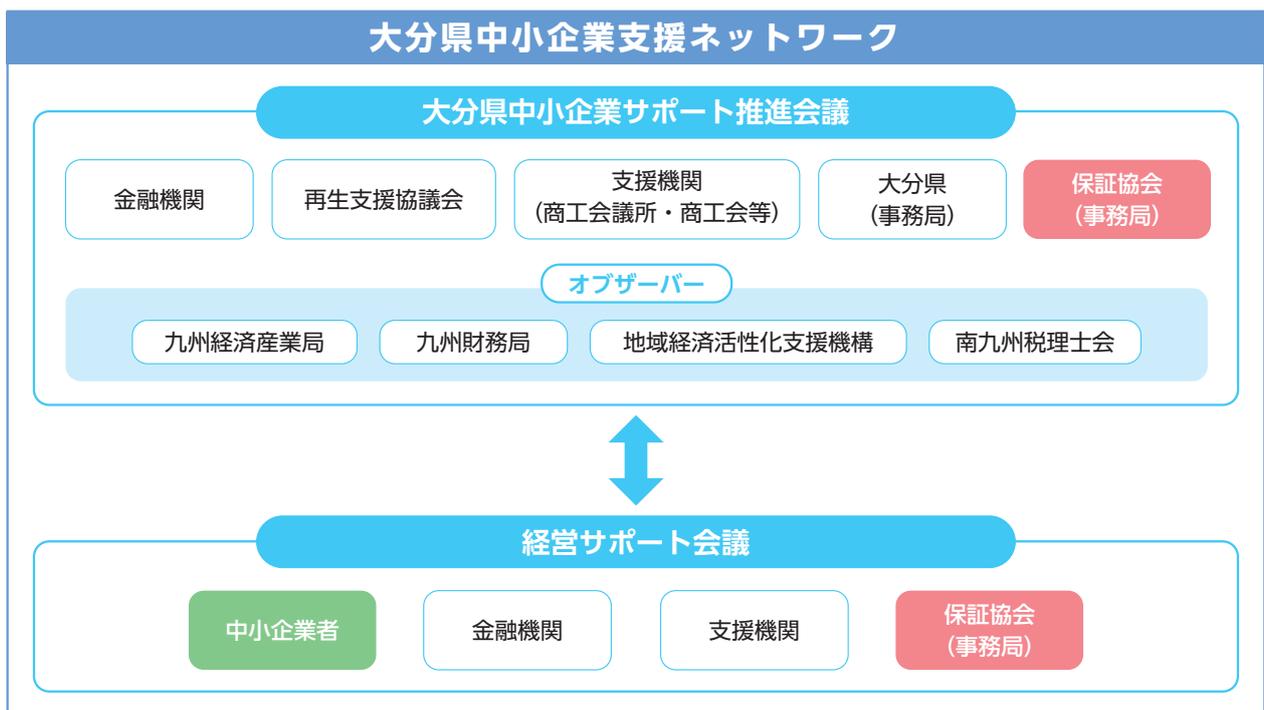
大分県中小企業サポート推進会議は県内中小企業者に対する経営改善や事業再生に関する支援施策・事例について相互に情報共有することを通じて、地域全体の経営支援・再生スキルの向上を図るために開催しています。なお、事務局は大分県と当協会が務めています。



令和3年度はハイブリッド方式で開催

### ○経営サポート会議の実施

経営支援等が必要な中小企業者に対し、迅速かつ効果的な経営改善等を図ることを目的として経営サポート会議を実施しています。会議では当協会が事務局を務め、中小企業者及び取引金融機関等が一堂に会し意見交換を行うことで、関係者間の調整をします。



## ○経営安定化支援事業

国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、「大分県信用保証協会経営安定化支援事業」を実施しました。保証協会が金融機関や（一社）大分県中小企業診断士協会と連携し、経営診断や経営改善計画策定支援等を通じ、事業者の経営課題の解決に向けた取組みを実施しています。

## ○「経営改善計画策定費用」に対する補助事業

国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定事業」（中小企業者に対する計画策定費用等の一部補助）に係る取組みとして15万円を上限に、中小企業者の自己負担部分の50%を当協会独自で費用補助しています。

## 他機関との連携

### ○市町村との「中小企業支援連携会議」の開催

令和3年11月に県内市町村の商工主管課担当者の皆さまにご参加いただき開催しました。

当会議は市町村との連携強化により地域の中小企業・小規模事業者の支援に取り組むものです。今後も、各市町村と意見・情報交換を行いながら事業承継等中小企業・小規模事業者の課題解決や支援に取り組んでまいります。



### ○大分産学金連携コーディネーター育成実践研修への参加

一般社団法人さくらインキュベートデザイン研究所と豊和銀行が事務局を務める大分産学金連携コーディネーター育成実践研修の趣旨に賛同し、意見交換会への参加や研修へ職員の派遣を行いました。



## デジタル化、IT活用への対応

「デジタル化推進委員会」を設置し、保証協会のDX推進の検討を進めました。

委員会では、協会内部書類の電子化による保証業務の効率化などを検討するとともに、金融機関に対して信用保証書等の電子化を働きかけました。令和4年3月に大分銀行、令和4年5月に豊和銀行・大分県信用組合と信用保証書等の電子化がスタートしました。

## 中小企業支援ファンドへの出資

おおいたスクラムファンド（おおいた中小企業支援4号ファンド投資事業有限責任組合）へ出資しました。

おおいたスクラムファンドは当協会のほか、大分県や中小企業基盤整備機構を中心にすべての県内金融機関が出資して設立された「官民一体型中小企業再生ファンド」で、運営は大分ベンチャーキャピタル株式会社が行います。

本ファンドは新型コロナウイルスや自然災害等の影響で経営状態が悪化し、過大な負債を抱えているものの、地域経済や雇用の維持に大きな役割を担う再生可能な県内の中小企業者を主な対象として、債権の買取りや経営改善に必要な資金調達を支援するとともに、伴走支援を継続実施して中小企業者の再生を支援するものです。

### ■ファンド概要

名称 おおいた中小企業支援4号ファンド投資事業有限責任組合

地域 大分県内

出資総額 20億円

無限責任組合員 大分ベンチャーキャピタル株式会社

有限責任組合員 中小企業基盤整備機構、大分県、大分銀行、豊和銀行、大分県信用組合、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分ベンチャーキャピタル、大分県信用保証協会



## 広報活動

当協会では信用保証協会への理解を深めていただくために、様々な広報活動を行っています。今後も「顔の見える協会」を目指し、広報の充実に力を注いでまいります。

### ○大学生を対象とした出前講座の実施

大分大学経済学部社会イノベーション学科渡邊ゼミの学生を対象に「信用補完制度について」の出前講座を開催しました。



### ○金融機関、支援機関への講師派遣

大分銀行大分中央ブロック営業推進室の職員向け研修、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会の指導員向け研修への講師派遣を行いました。

## 社会貢献活動

### ○食料品等の寄付

災害備蓄用食料等の入れ替えに際して、フードバンクおおいたへ食料品を、近隣小学校へ生理用品を寄付しました。

### ○協賛広告の実施

株式会社ゼンリンが制作し、小学生を対象に配布している「キッズセーフティマップ」の協賛広告に参加しました。



### ○ソーシャルボンド、グリーンボンドへの投資

社会的課題解決や環境改善に充当する資金を調達するために発行される、ソーシャルボンド及びグリーンボンドへの投資を行っています。

当協会では投資が社会的課題解決や環境改善に活用されることで、持続可能な社会の形成に繋がっていくことを期待しています。

## 各種広報物の作成

### 保証月報、季刊誌「RELATION」の発行、リーフレットの作成



### カレンダー、ノベルティグッズの作成



# 令和3年度財務報告

## 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	③ 基本財産	16,266,170,625
預け金	11,100,999,984	基金	5,403,887,000
金銭信託	0	基金準備金	10,862,283,625
有価証券	18,184,316,791	④ 制度改革促進基金	0
その他有価証券	84,055,456	⑤ 収支差額変動準備金	6,031,338,902
動産・不動産	907,397,302	責任準備金	1,568,345,287
損失補償金見返	0	求償権償却準備金	84,079,686
保証債務見返	261,365,881,253	退職給与引当金	365,491,005
① 求償権	352,313,977	損失補償金	277,680,083
雑勘定	549,512,847	保証債務	261,365,881,253
仮払金	5,220,300	求償権補填金	0
厚生基金	24,217,000	借入金	0
連合会勘定	479,930	雑勘定	6,585,490,769
未収利息	27,142,824	仮受金	4,214,458
② 未経過保険料	492,442,793	保険納付金	47,188,654
保証金	10,000	損失補償納付金	15,457,242
		⑥ 未経過保証料	6,517,997,838
		未払保険料	632,577
		未払費用	0
合計	292,544,477,610	合計	292,544,477,610

### ① 求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金や日本政策金融公庫からの保険金等を控除した額です。

### ② 未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

### ③ 基本財産

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出損金と金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】の2つから成っています。

### ④ 制度改革促進基金

国が実施する施策の円滑な導入・促進を図るため、及び中小企業者が必要とする事業資金の融通を円滑にするため、協会の経営基盤を強化することを目的とした基金です。

### ⑤ 収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができません。

### ⑥ 未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上します。

## 財産目録

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	0	責任準備金	1,568,345,287
預け金	11,100,999,984	求償権償却準備金	84,079,686
金銭信託	0	退職給与引当金	365,491,005
有価証券	18,184,316,791	損失補償金	277,680,083
その他有価証券	84,055,456	保証債務	261,365,881,253
動産・不動産	907,397,302	求償権補填金	0
損失補償金見返	0	借入金	0
保証債務見返	261,365,881,253	雑勘定	6,585,490,769
求償権	352,313,977		
譲受債権	0		
雑勘定	549,512,847		
合計	292,544,477,610	合計	270,246,968,083
		正味財産	22,297,509,527

# 収支計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：円)

科目	金額
経常収入	2,795,825,063
① 保証料	1,964,437,217
預け金利息	3,757,290
有価証券利息・配当金	128,004,946
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	2,969,145
事務補助金	517,991,411
② 責任共有負担金	171,682,000
雑収入	6,983,054
経常支出	1,800,696,711
業務費	632,689,736
借入金利息	0
③ 信用保険料	1,168,006,975
④ 責任共有負担金納付金	0
雑支出	0
経常収支差額	995,128,352
経常外収入	2,657,715,501
償却求償権回収金	29,927,644
責任準備金戻入	1,569,877,228
求償権償却準備金戻入	28,418,923
求償権補填金戻入	1,020,037,324
保険金	960,616,710
損失補償補填金	59,420,614
補助金	0
その他収入	9,454,382
経常外支出	2,810,132,771
⑤ 求償権償却	1,142,336,522
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	4,380,446
退職金	942,000
⑥ 責任準備金繰入	1,568,345,287
⑦ 求償権償却準備金繰入	84,079,686
その他支出	10,048,830
経常外収支差額	▲ 152,417,270
制度改革促進基金取崩額	0
⑧ 収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	842,711,082
収支差額変動準備金繰入額	421,000,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	421,711,082

## ①保証料

決算上の保証料は受入保証料のうち当該決算期間に対応する額が計上されます。

## ②責任共有負担金

責任共有制度にて負担金方式を選択した金融機関より受領した負担金です。金融機関毎の平均保証債務残高に対する代位弁済率にて算出されま

## ③信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

## ④責任共有負担金納付金

責任共有負担金について、当協会と日本政策金融公庫との責任割合（平均填補率）に応じ、日本政策金融公庫にその一部を納付しています。

## ⑤求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

## ⑥責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え（支払い資金）として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

## ⑦求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

## ⑧収支差額変動準備金取崩額

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に、貸借対照表貸方に積立てている収支差額変動準備金を取崩すことで、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

# 信用保証の動向（令和3年度末）

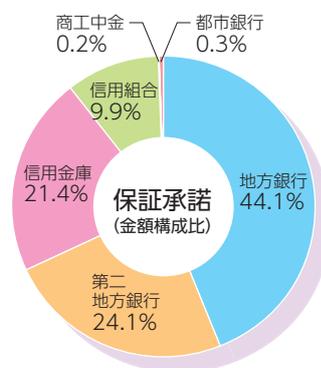
## ○ 金融機関別

（※表中の各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。）

### ● 保証承諾

（単位：件、千円、%）

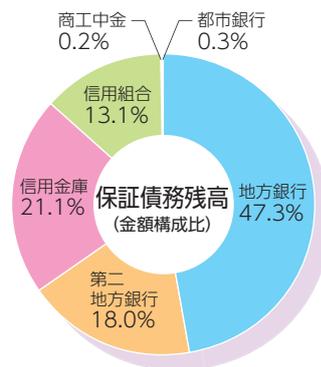
区 分	件 数	金 額	前年比	構成比
都 市 銀 行	8	174,000	48.3	0.3
地 方 銀 行	2,336	25,470,114	23.4	44.1
第二地方銀行	1,415	13,898,490	37.0	24.1
信 用 金 庫	1,572	12,337,329	26.8	21.4
信 用 組 合	701	5,715,490	17.4	9.9
商 工 中 金	3	102,222	99.5	0.2
そ の 他	0	0	0.0	0.0
合 計	6,035	57,697,645	25.6	100.0



### ● 保証債務残高

（単位：件、千円、%）

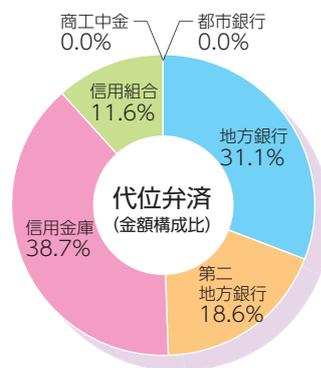
区 分	件 数	金 額	前年比	構成比
都 市 銀 行	38	694,068	91.6	0.3
地 方 銀 行	10,534	123,893,974	101.2	47.3
第二地方銀行	5,139	47,023,029	100.9	18.0
信 用 金 庫	8,026	55,112,539	99.4	21.1
信 用 組 合	4,432	34,165,660	100.0	13.1
商 工 中 金	46	476,611	89.9	0.2
そ の 他	0	0	0.0	0.0
合 計	28,215	261,365,881	100.6	100.0



### ● 代位弁済

（単位：件、千円、%）

区 分	件数	金額	前年比	構成比
都 市 銀 行	0	0	0.0	0
地 方 銀 行	39	435,866	104.3	31.1
第二地方銀行	38	260,525	249.5	18.6
信 用 金 庫	62	541,796	208.8	38.7
信 用 組 合	15	161,983	102.5	11.6
商 工 中 金	0	0	0.0	0
そ の 他	0	0	0.0	0.0
合 計	154	1,400,171	146.7	100.0

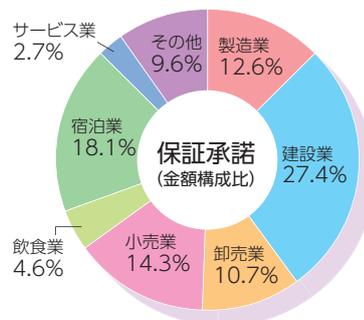


## ○ 業種別

### ● 保証承諾

(単位：件、千円、%)

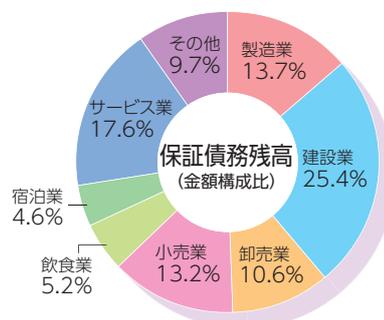
区 分	件 数	金 額	前年比	構成比
製 造 業	737	7,275,764	24.6	12.6
建 設 業	1,698	15,832,982	26.9	27.4
卸 売 業	490	6,197,003	24.8	10.7
小 売 業	942	8,239,234	26.9	14.3
飲 食 業	485	2,630,740	21.9	4.6
宿 泊 業	490	10,454,828	444.3	18.1
サ ー ビ ス 業	750	1,553,416	18.0	2.7
そ の 他	443	5,513,678	29.6	9.6
合 計	6,035	57,697,645	25.6	100.0



### ● 保証債務残高

(単位：件、千円、%)

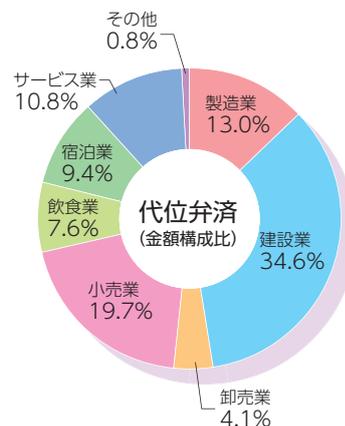
区 分	件 数	金 額	前年比	構成比
製 造 業	3,386	35,693,824	101.5	13.7
建 設 業	6,858	66,319,745	99.6	25.4
卸 売 業	2,183	27,646,797	101.4	10.6
小 売 業	4,432	34,524,657	100.4	13.2
飲 食 業	2,834	13,674,898	101.9	5.2
宿 泊 業	710	12,036,838	181.3	4.6
サ ー ビ ス 業	5,556	45,998,539	234.6	17.6
そ の 他	2,256	25,470,584	99.7	9.7
合 計	28,215	261,365,881	100.6	100.0



### ● 代位弁済

(単位：件、千円、%)

区 分	件 数	金 額	前年比	構成比
製 造 業	16	181,577	361.5	13.0
建 設 業	36	484,808	258.7	34.6
卸 売 業	7	57,676	19.1	4.1
小 売 業	36	275,440	298.2	19.7
飲 食 業	26	106,891	127.3	7.6
宿 泊 業	7	130,719	142.8	9.4
サ ー ビ ス 業	23	151,586	123.3	10.8
そ の 他	3	11,473	22.6	0.8
合 計	154	1,400,171	146.7	100.0

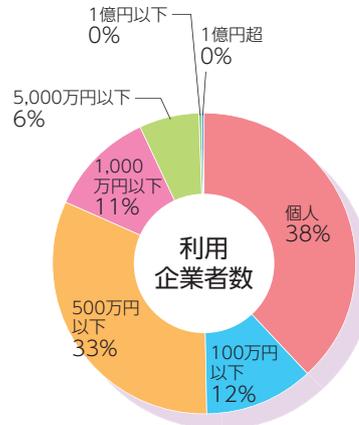


## ○ 資本金別

### ● 資本金別

(単位、千円)

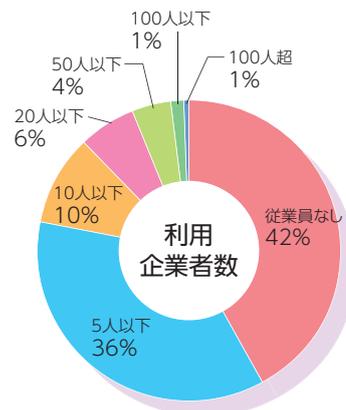
	企業者数	保証債務残高
個人	6,703	22,113,341
100万円以下	2,032	24,935,770
500万円以下	5,651	91,618,777
1,000万円以下	1,963	60,052,759
5,000万円以下	1,117	56,054,926
1億円以下	81	5,886,886
1億円超	11	703,421
合計	17,558	261,365,881



### ● 従業員数別

(単位、千円)

	企業者数	保証債務残高金額
従業員なし	7,382	29,951,188
5人以下	6,326	72,438,328
10人以下	1,708	47,444,721
20人以下	1,089	45,229,749
50人以下	756	43,205,339
100人以下	205	15,345,783
100人超	92	7,750,774
合計	17,558	261,365,881

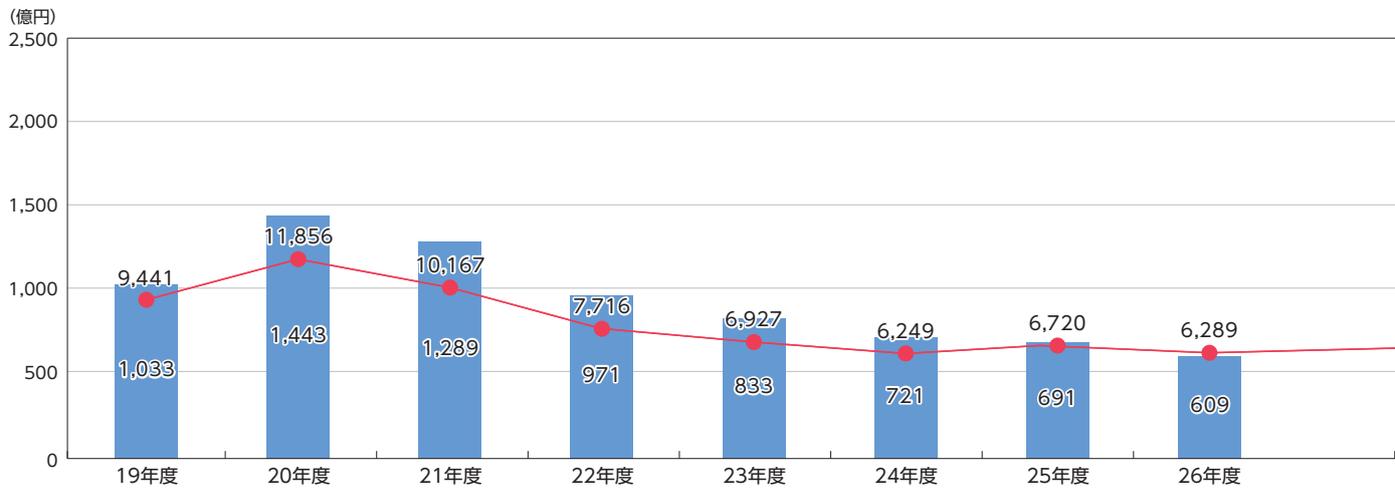


## ○ 令和3年度信用保証業務の状況【市町村別】

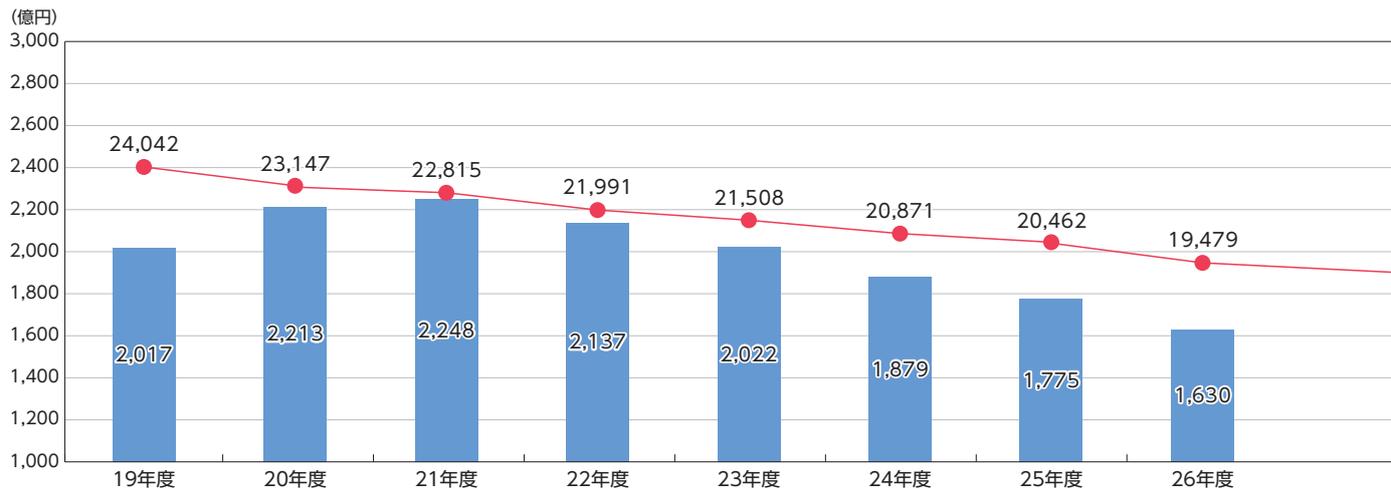
(単位：千円・%)

区 分	保証承諾				保証債務残高				代位弁済（元利）			
	3 月 末				3 月 末				3 月 末			
	件 数	金 額	前年比	構成比	件 数	金 額	前年比	構成比	件 数	金 額	前年比	構成比
大 分 市	2,688	26,568,204	28.2	46.0	11,788	111,802,361	100.8	42.8	67	568,629	167.7	40.6
別 府 市	488	5,249,234	19.1	9.1	2,802	29,075,687	97.6	11.1	40	444,074	224.4	31.7
中 津 市	427	4,594,489	24.4	8.0	2,141	21,076,154	100.8	8.1	1	137	0.1	-
日 田 市	407	3,006,062	19.9	5.2	2,025	17,452,589	100.0	6.7	14	145,492	452.9	10.4
佐 伯 市	499	3,784,897	26.4	6.6	1,921	16,793,019	102.1	6.4	9	110,505	232.9	7.9
臼 杵 市	254	2,557,450	41.9	4.4	923	8,385,409	102.2	3.2	8	45,850	76.1	3.3
津 久 見 市	123	1,040,600	46.3	1.8	393	3,132,740	109.2	1.2	2	16,155	-	1.2
竹 田 市	118	1,419,159	30.8	2.5	512	4,897,625	108.2	1.9	1	10,006	244.5	0.7
豊後高田市	77	852,921	21.0	1.5	508	4,643,089	98.2	1.8	1	2,003	36.7	0.1
杵 築 市	97	1,071,307	26.9	1.9	532	5,046,004	100.9	1.9				
宇 佐 市	265	2,369,378	23.5	4.1	1,378	11,234,931	101.3	4.3	1	22,052	28.2	1.6
豊後大野市	127	1,097,688	21.6	1.9	613	5,401,295	97.7	2.1				
由 布 市	175	1,771,641	21.7	3.1	986	9,265,798	101.2	3.5	6	19,423	-	1.4
国 東 市	73	452,180	14.1	0.8	497	3,609,955	100.9	1.4	2	11,864	58.2	0.8
東国東郡 姫島村					8	46,981	94.2	-				
速見郡 日出町	93	1,010,704	28.9	1.8	479	4,155,873	100.4	1.6				
玖珠郡 九重町	54	410,152	20.8	0.7	293	2,456,030	94.7	0.9				
玖珠郡 玖珠町	70	441,579	16.9	0.8	416	2,890,341	99.8	1.1	2	3,979	54.8	0.3
合 計	6,035	57,697,645	25.6	100.0	28,215	261,365,881	100.6	100.0	154	1,400,171	146.7	100.0

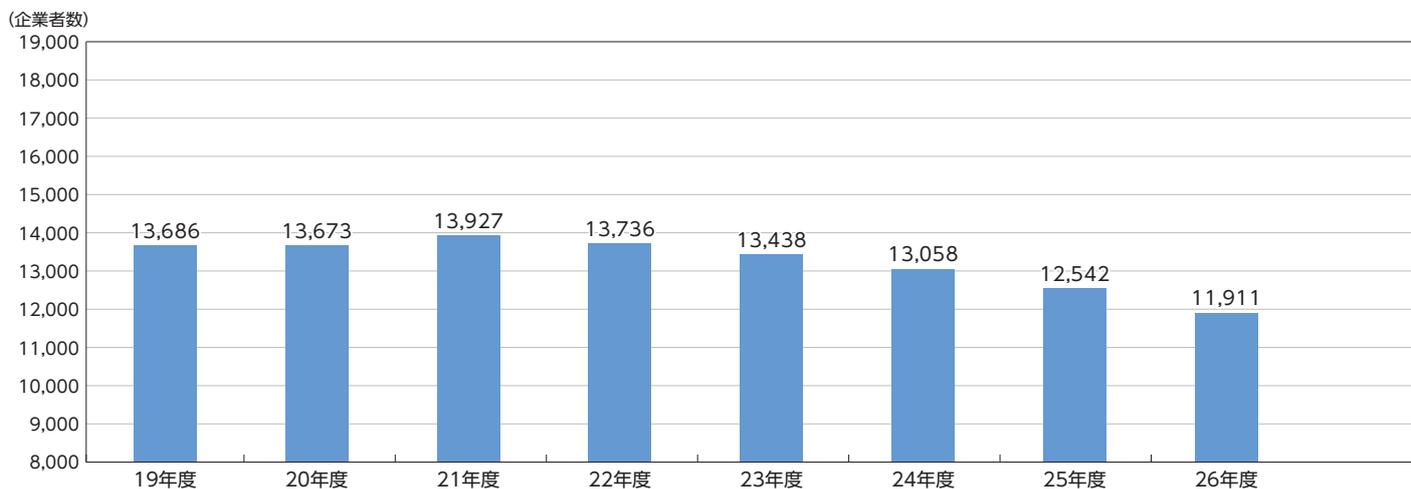
## ○ 保証承諾の推移

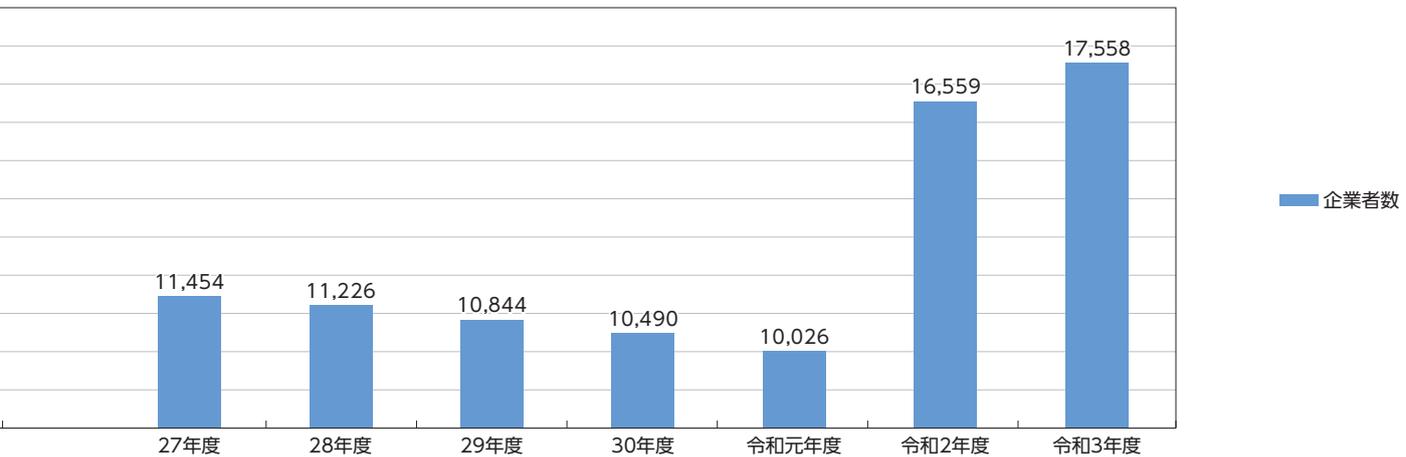
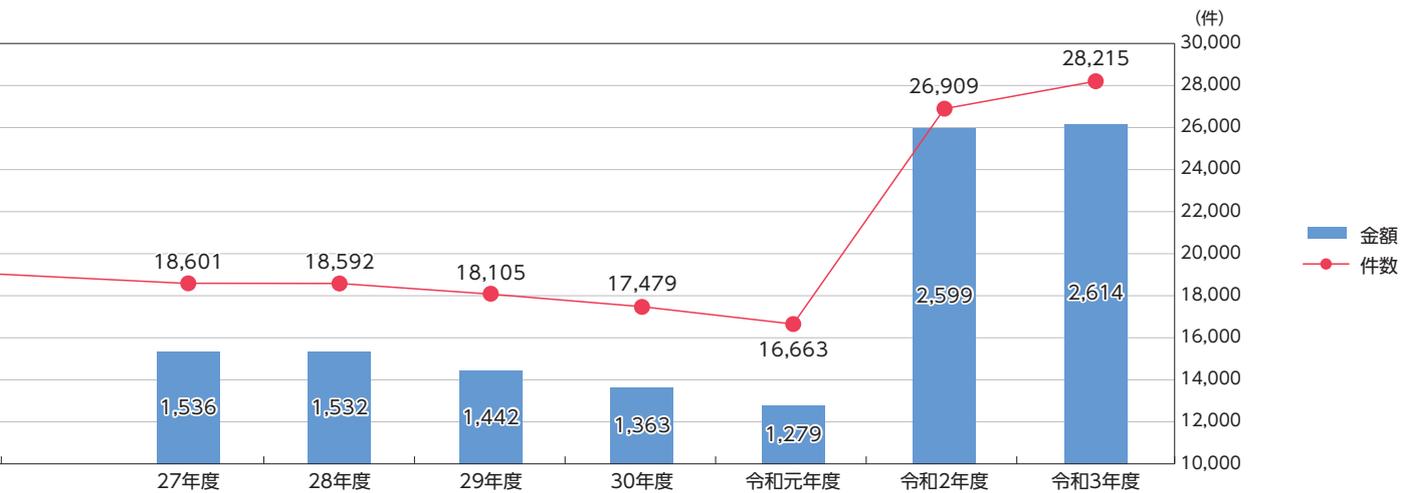
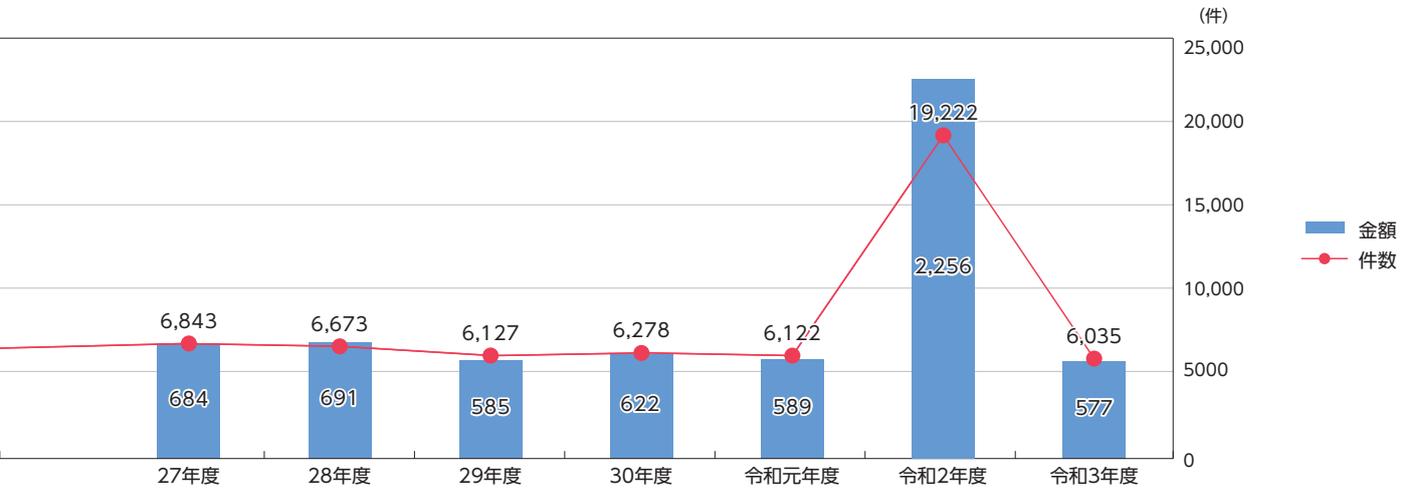


## ○ 保証債務残高の推移

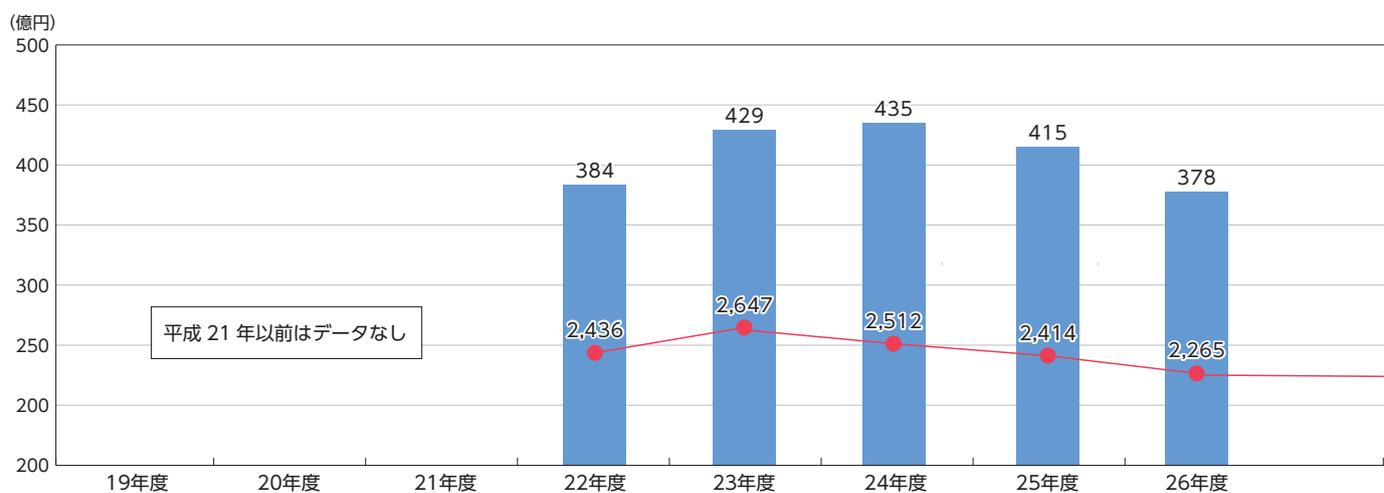


## ○ 利用企業者数の推移

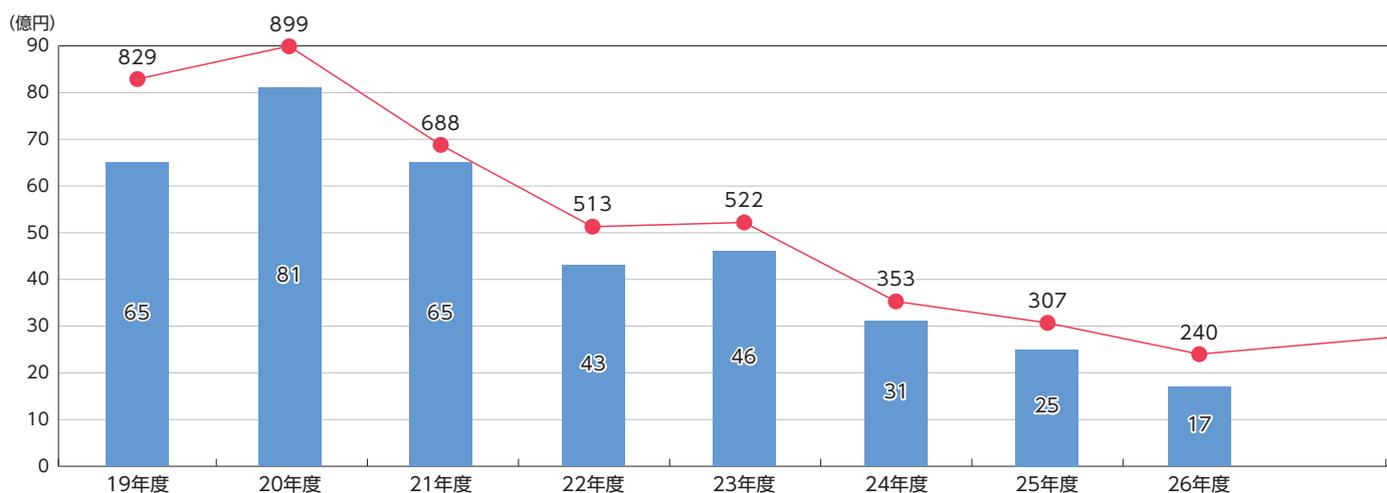




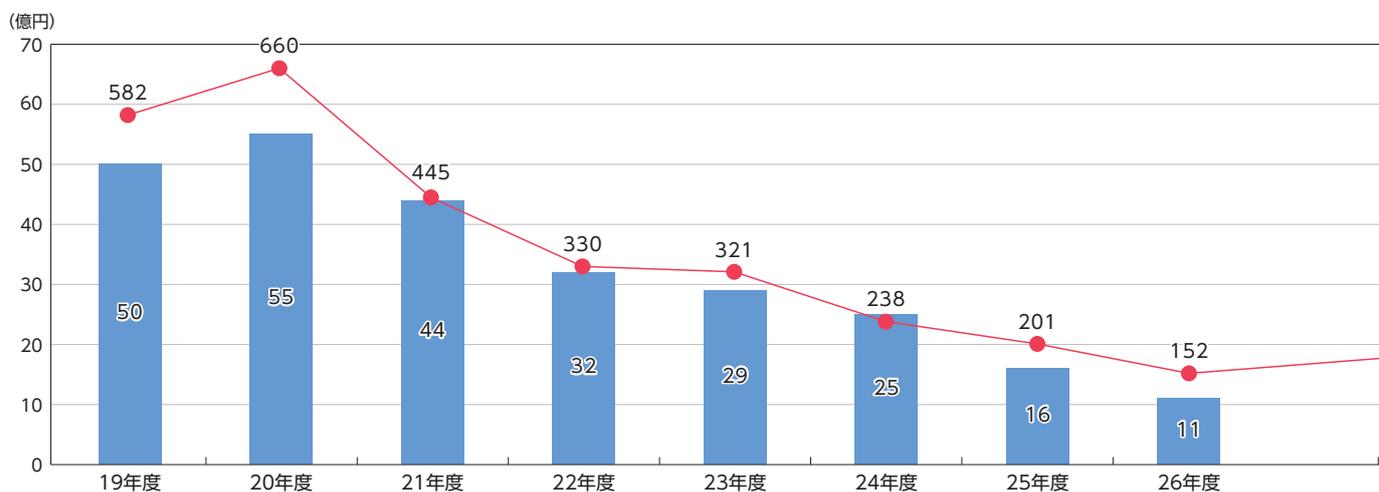
## ○ 条件変更承諾実績（期限延長、返済条件の変更に係るもの）

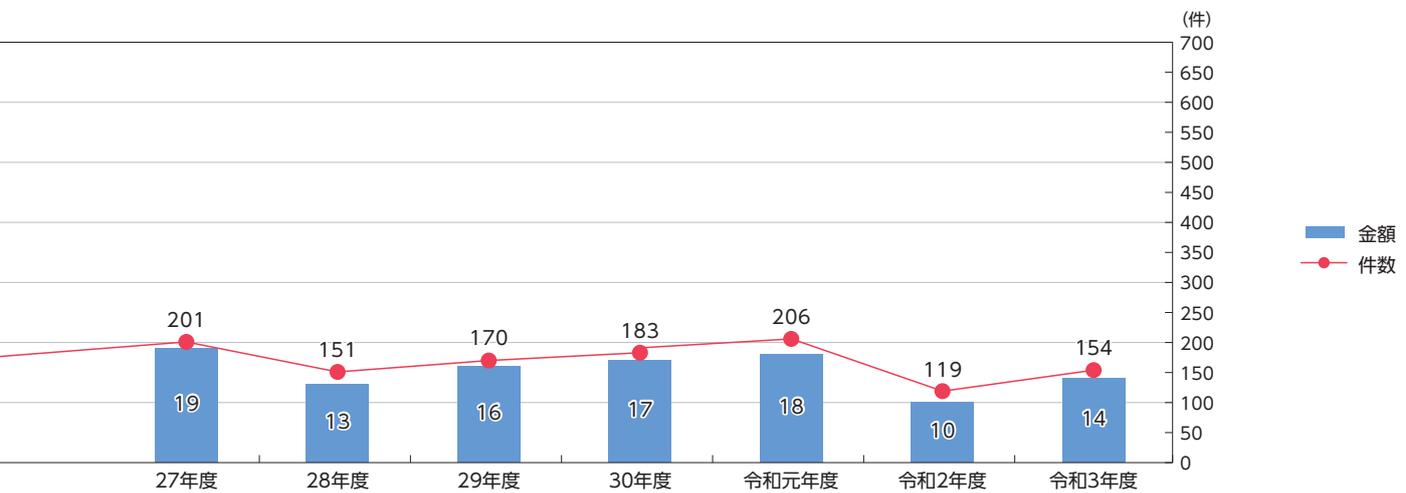
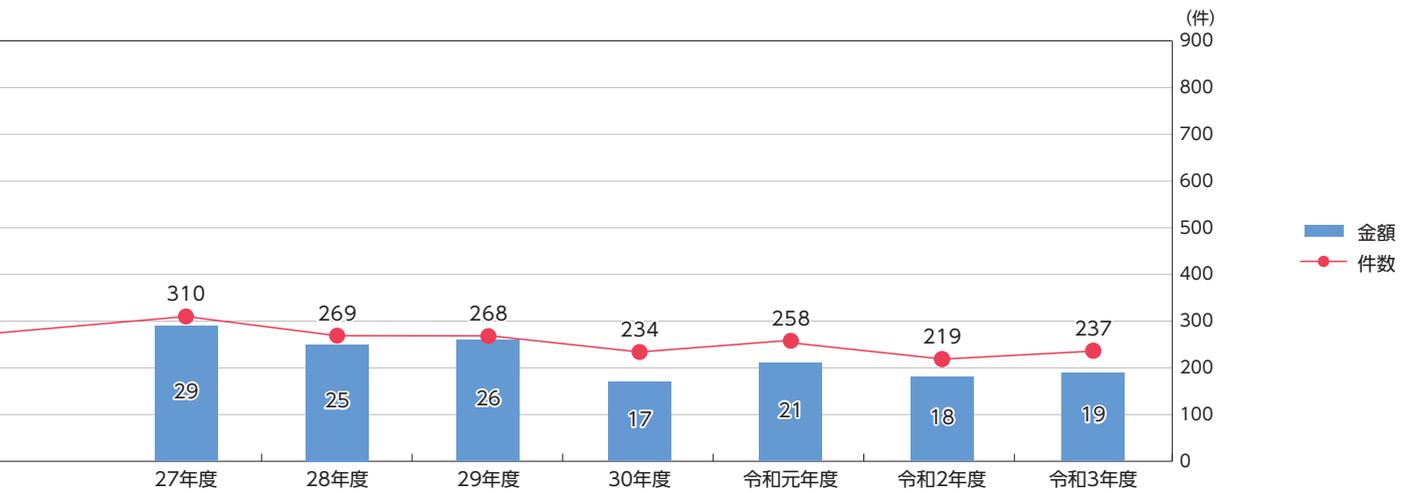
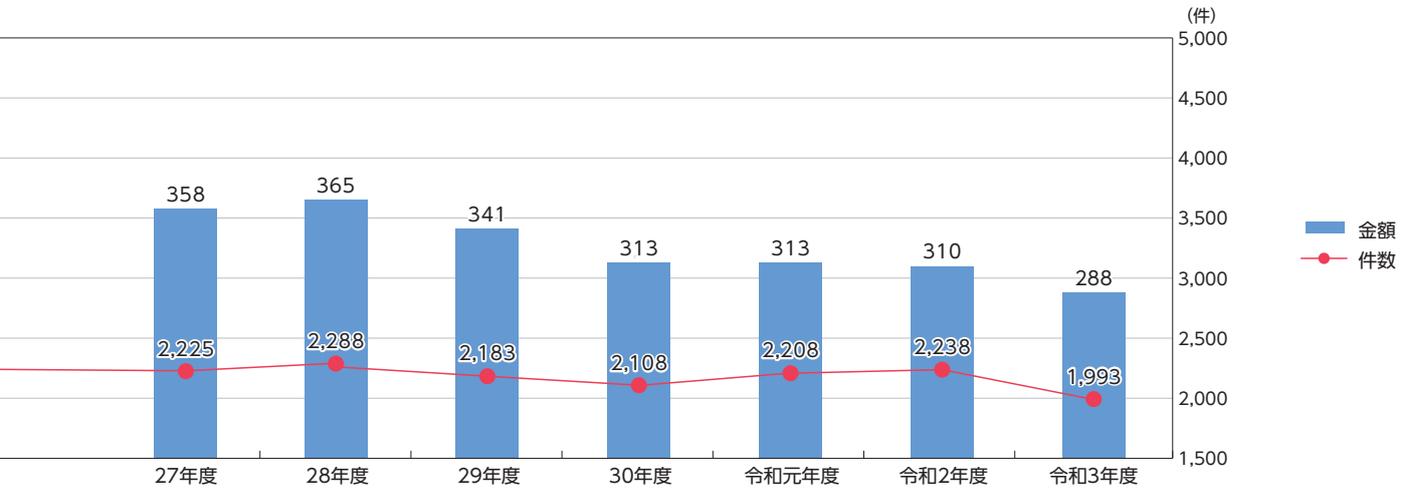


## ○ 事故報告受付の推移



## ○ 代位弁済の推移





# 責任共有制度について

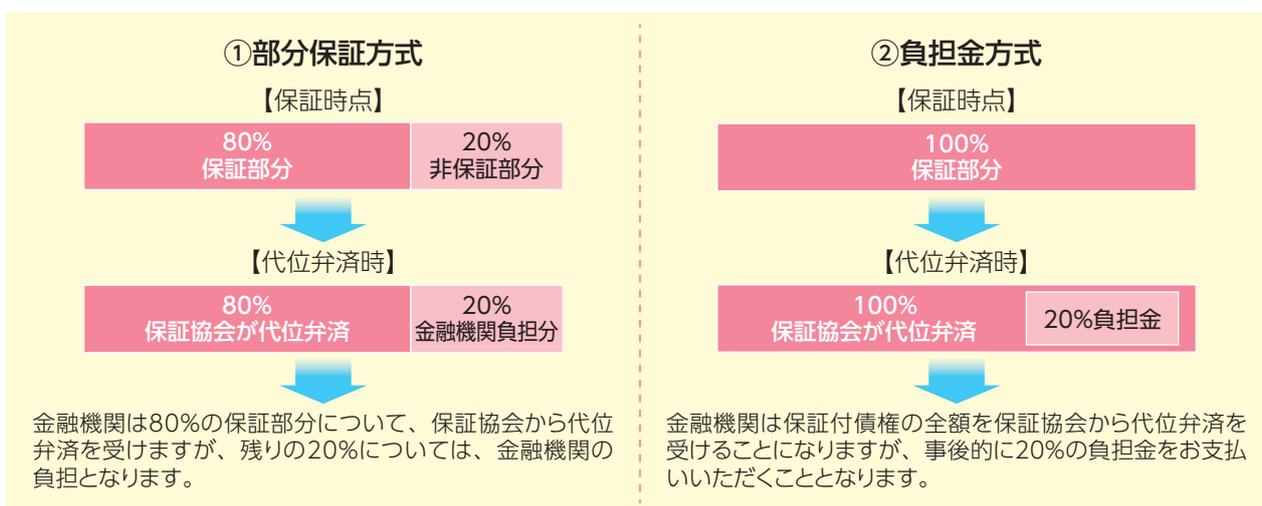
## ● 制度の目的

信用保証協会の保証付き融資につきましては、従来、信用保証協会が融資取扱金融機関に対し、原則100%保証していました。

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資実行やその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として「責任共有制度」が導入されました。

## ● 制度の概要

- ①信用保証協会の保証付き融資については、原則として信用保証協会と金融機関が適切に責任を共有することにより、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援等の適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」を導入しています。
- ②金融機関は「部分保証方式」（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）または「負担金方式」（金融機関の過去の保証利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式）のいずれかの方式を選択することとなり、金融機関の負担割合は20%となります。



(注) 特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

## ● 責任共有制度の対象とならない保証制度

責任共有制度の対象外となる保証（100%保証）は以下のとおりです。

1. 小口零細企業保証
2. 特別小口保険に係る保証（ただし NPO 法人を除く）
3. 経営安定関連保険（セーフティネット）1号～4号・6号に係る保証
4. 災害関係保険に係る保証
5. 創業関連保険（再挑戦支援保証含む）に係る保証
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
9. 東日本大震災復興緊急特例保険に係る保証
10. 経営力強化保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
11. 事業再生計画実施関連保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
12. 危機関連保証

# 信用保証のご利用について

## 保証をご利用いただける方

### ● 業歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

### ● 区域

次の(1)または(2)に該当すれば保証対象となります。

(1)個人の場合：住居または事業者のいずれかが大分県内にあるもの

(2)法人の場合：大分県内に本店または事業所を有するもの

(注) 制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

### ● 企業規模

法人の場合は、資本金（出資金）または常時使用する従業員のいずれか一方が、個人またはNPO法人の場合は、常時使用する従業員が、下記の条件を満たしていればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業・建設業 運送業・その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

\*個人が営む医療業は、常時使用する従業員数は100人以下です。

ただし、次の政令特例業種については、下記のとおりとなります（NPO法人を除く）。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

\*生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数には含まれません。

\*組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

### ● 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用

になります。ただし、農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業は除く）、性風俗関連特殊営業、その他信用保証協会において保証対象として不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種については、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

### ● その他

反社会的勢力は、信用保証協会の保証の対象となりません。

## 保証の内容

### ● 保証の最高限度額

法 人 ・ 個 人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

\*上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

このほかに国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は、別枠で保証のご利用ができます。

### ● 保証期間

最長20年以内まで取扱いできます。

なお、それぞれの制度により定めがありますので、別掲の保証制度のご案内（P51～56）をご覧ください。

### ● 資金用途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限ります。

### ● 連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

ただし、実質経営者などは連帯保証人になっていただく場合があります。

### ● 担保

必要に応じ、不動産、船舶、流動資産（棚卸資産・売掛債権）、有価証券などを提供していただきます。

# 信用保証料について

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業の皆様には、協会保証の利用の対価として、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補償、経費等、信用補完制度の運用上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外に手数料等は一切いただいておりません。

## ●信用保証料率の体系について

信用保証料率は、中小企業の皆様の財務状況等に応じ、9段階に区分されたリスク考慮型保証料率体系を導入しています。例外として、セーフティネット保証や創業関連保証など、一部の保証制度には一律の保証料率を適用します。

(単位：%)

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (0.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注1) 特殊保証は当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証などの根保証が該当します。

注2) 大分県制度融資などは、上記保証料率より低く設定されています。

## ●信用保証料率区分は、財務以外の要因も加味して決定します

信用保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）により決算内容を評価し、一定の定性要因（非財務要因）を加味して決定されます。CRDは、中小企業に関するデータベースとしては日本最大の規模です。

※出所：一般社団法人CRD協会ホームページ

## ●信用保証料の計算方法

信用保証料は、借入金額、保証期間、保証料率、分割返済回数別係数に基づいて、一定の計算式によって算出されます。

〈一括返済の場合〉

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間（月）} \times \text{保証料率（\%）} \times 1 / 12$$

〈分割返済の場合〉

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間（月）} \times \text{保証料率（\%）} \times 1 / 12 \times \text{分割返済回数別係数}$$

分割返済回数別係数表

返済回数別区分	係 数	
	均等分割返済	不均等分割返済
2回～6回	0.70	0.77
7回～12回	0.65	0.72
13回～24回	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

# 保証制度一覽

## 【大分県信用保証協会の制度資金】

(令和4年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額 ( )は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率	保証料率 (年)%	担保 割引
普通保証		一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (表1)	○
無担保無保証人保証 (NPO法人 責任共有対象: 80%保証 その他 責任共有対象外: 100%保証)		一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	2,000万円	運転 設備	7年		責任共有対象 0.73 責任共有対象外 0.86	
小口零細企業保証 (責任共有対象外 : 100%保証)		一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証に限る)	2,000万円	運転 設備	10年 (1年)		0.50~2.20 (表2)	○
当座貸越		経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2億8,000万円	運転 設備	1年又は2年		0.39~1.62 (表3)	○
新事業応援当座貸越		新事業に取り組んでおり、経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転 設備	1年		0.29~1.52 (表12)	
事業者カードローン		小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転 設備	1年又は2年		0.39~1.62 (表3)	○
小口先カードローン (スモール300)		小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方 (保証協会の保証付き融資残高との合計が1,250万円の範囲内となる新規保証に限る)	100万円~300万円	運転 設備	1年又は2年		0.39~1.62 (表3)	
根保証	手形割引	手形や電子記録債権の割引取引などが多い方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	1年		0.39~1.62 (表3)	○
	手形貸付						0.45~1.90 (表1)	○
益・年末特別保証		益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6か月		0.41~1.86 (表4)	○
経営安定関連保証 (1号~4号、6号 責任共有対象: 100%保証 5号、7号、8号 責任共有対象: 80%保証)		取引先等の再生手続き等の申請や災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障をきたしている方 (市町村長の認定が必要)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	1号~4号、6号 0.80 5号、7号、8号 0.75		
危機関連保証 (責任共有対象外 : 100%保証)		大規模な経済危機、災害等の事象による著しい信用収縮が生じ、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	0.80		
期間限定 【令和5年3月31日まで】 伴走支援型特別保証		新型コロナウイルスの影響を受けた方で、経営行動に係る計画を策定し金融機関の伴走支援を受けて経営の改善に取り組む方	6,000万円	運転 設備	10年 (5年)	0.45~1.90 *経営者保証を免除する 場合は0.2%上乗せ 国が一部補助 (条件変更に伴い生じるものを除く)		
創業関連保証 (責任共有対象外 : 100%保証)	再挑戦 支援保証	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業された方	3,500万円	運転 設備	10年 (1年)	1.00		
	創業関連 保証	事業を営んでいない個人が事業開始するときおよび中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後5年を経過していない方						
経営革新関連保証		中小企業等経営強化法に規定する承認経営革新計画に従い経営革新のための事業を行うとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年(1年) 7年(1年)	0.85		
中小企業特定社債保証 (部分保証: 80%保証)		中小企業者が自社の発行する社債(私募債)で資金調達を行いたい方	4億5,000万円 *発行価額は 5億6,000万円	運転 設備	7年	支払金利 発行体 所定利率	発行価額に対し 0.45~1.90 (表1)	○
流動資産担保融資保証 (部分保証: 80%保証)		自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保として資金調達を行いたい方	2億円 *貸付限度額は 2億5,000万円	運転 設備	1年		借入金額・極度額 に対し0.68	
事業再生保証 (責任共有対象外: 100%保証)		法的な再生手続き申立て、再建に取り組んでいる中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転 設備	10年		2.20	
事業再生円滑化関連保証 (部分保証: 80%保証)		法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうとする中小企業が資金調達を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円) *貸付限度額は 3億5,000万円 (6億円)	運転 設備	3年		借入金額に対し 1.76 (特別小口 0.86)	
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)		産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	15年 (1年)	金融機関 所定利率	責任共有対象 0.80 責任共有対象外 1.00 特別小口 0.80	
期間限定 【令和5年3月31日まで】 事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証 感染症対応型)		新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた方で、産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	15年 (5年)		責任共有対象 0.80 責任共有対象外 1.00 *経営者保証を免除する 場合は0.2%上乗せ 国が一部補助 実質0.2 (条件変更に伴い生じるものを除く)	
条件変更改善型借換保証		条件変更による返済条件の緩和を行ったことにより前向きな金融支援を受けることに支障をきたしている方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	15年 (1年)		0.45~1.90 (表1)	○
経営承継準備関連保証		経営を継承しようとする者を確保することが困難であること等で事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営を承継しようとし、経済産業大臣の認定を受けた方	2億8,000万円	運転 設備	10年(1年) 15年(1年)		0.35~1.75	

当協会の概要

信用補完制度の仕組み

コンプライアンス

個人情報保護

令和4年度経営計画

令和3年度事業報告

統計資料

信用保証の概要

保証の種類	概要	保証限度額 ( )は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率	保証料率 (年) %	担保 割引
特定経営承継準備関連保証	経営を継承しようとする者を確保することが困難であること等で事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営を承継しようとし、経済産業大臣の認定を受け事業を営んでいない個人の方	2億8,000万円	運転	10年(1年)	金融機関 所定利率	1.00	
			設備	15年(1年)			
経営承継関連保証	経済産業大臣の認定を受けた方で、経営者の退任・死亡等に起因する事業承継を行うための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転	10年		0.35~1.75	
			設備	15年			
特定経営承継関連保証	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人が、経営の承継に伴い当該中小企業者以外の方から株式を取得する等事業活動継続のための資金が必要なとき	2億8,000万円 (申込人である代表者が事業を行っており保証付き融資の利用がある場合は、それと合算)	運転	10年		0.35~1.75 (特別小口 0.71) *申込人である代表者が事業を行っていない場合は1.00	
			設備	15年			
事業承継サポート保証	一定の要件を満たす持株会社が、事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金が必要なとき	2億8,000万円	運転 設備	15年 (2年)		1.00	
事業承継特別保証	事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たす法人	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	10年 (1年)		0.35~1.75	○
	事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた法人						
経営承継借換関連保証	経営承継を予定しており、経営承継に係る計画を策定し経済産業大臣の認定を受けた会社であって、事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たす会社	2億8,000万円	運転	10年 (1年)		0.35~1.75	
	上記に加えて、事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた会社						
自主廃業支援保証	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず自ら廃業を選択し、廃業計画実施のための事業資金が必要な方	3,000万円	運転 設備	1年 *かつ終期は解散 予定日より前		0.45~1.90 (表1)	○
東日本大震災復興緊急保証 (責任共有対象外 :100%保証)	東日本大震災の影響により経営の安定に支障が生じている方 (令和5年3月31日貸付実行分までが対象)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)		0.80	
中小企業承継事業 再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年		0.45~1.90 (表1) (特別小口 0.86)	○
Q1250保証 (責任共有対象外:100%保証)	一定基準以上の要件を具備する小規模企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	1,250万円 (特認500万円)	運転 設備	10年		0.50~2.20 (表2)	
QW 保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	8,000万円	運転	10年		0.45~1.90 (表1)	
SS 保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	3,000万円 (特認500万円)	運転	10年(6か月)	0.45~1.90 (表1)	○	
			設備	10年(1年)			
税理士・金融機関・信用保証協会による連携保証制度 (通称 スクラム(税理士連携))	小規模企業者の方(保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証に限る)で顧問税理士からの推薦が得られる方	1,000万円	運転 設備	10年 (1年)	0.35~2.05 (表14)		
経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、経営力の強化を図りたい方 100%保証の既保証を 同額内で借換(責任共有 対象外:100%保証)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 (借換)	5年(1年) [10年(1年)]	0.45~1.75 (表11)	○	
			設備	7年 (1年)			0.50~2.00 (表11)
経営力向上関連保証	経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた方であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	5年(1年)	0.85		
			設備	7年(1年)			
財務要件型無保証人保証	特定社債保証制度と同様の財務要件を満たし、経営者保証に拠らない資金調達を行いたいとき	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	7年(1年)	0.45~1.90 (表1)	○	
			設備	10年(1年) *運転・設備含む			
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要な方(積立金を担保とします。)	貯蓄積立額の3倍以内、3倍以上4倍未満の方は1,000万円以内	運転	7年	0.45~1.90 (表1) *制度要件上、必ず 担保割引を適用	○	
			設備	10年(6か月)			

※ Q1250保証・QW保証・SS保証は、金融機関と提携した保証制度で、「覚書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。  
 ※ セーフティネット1号~4号、6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。  
 ※ セーフティネット5号、7号、8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。  
 ※ 特別小口保険を適用した場合は、責任共有制度対象外となります(NPO法人を除く)。

## 【大分県の制度資金】

(令和4年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額 ( )は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年)%	保証料率 (年)%	担保 割引
中小企業振興資金		経営の合理化・体質強化のために運転資金や設備資金が必要なときに	8,000万円 (1億円)	運転 設備	10年 (1年)	1年以内1.9 5年以内2.2 7年以内2.4 10年以内2.6	0.45~1.15 (表5)	○
小口零細企業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	普通貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (保証協会の保証付き融資残高との合計が 2,000万円の範囲内となる新規保証に限 る)	2,000万円	運転 設備	10年 (1年)	1年以内1.5 5年以内1.8 7年以内2.3 10年以内2.5	0.50~0.85 (表8)	○
	個人向け無担保 無保証人貸付							
中小企業 活性化資金	危機関連 融資	大規模な経済危機、災害等の事象等で著しい被害を受け事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方	2億8,000万円	運転 設備	10年間 (2年)	別に定める		
	一般融資	・直近の決算期において、税引前損益又は 経常損益で損失を生じ、又は損失が確実 と見込まれる方 ・最近3か月以上の売上高が、前年同期に 比し5%以上減少している方 ・直近の決算期において、前年に比し経常 利益が10%以上減少し又は減少するこ とが確実と見込まれる方 ・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油 等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもか かわらず、製品等価格に転嫁できていない方	8,000万円	運転 設備	10年 (1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.45~0.75 (表7)	○
おんせん県魅力アップ サポート資金		交流人口の増加への対応や観光振興を図るため、施設整備等の顧客満足度を高める取り組みを行う旅館・ホテル、飲食業、小売業等観光関連の中小企業者の方	2億8,000万円	運転 設備	10年 (1年) 15年 (2年)	7年以内1.8 10年以内2.0 15年以内2.4	0.15	○
創業支援資金 (責任共有 対象外 :100%保証)	創業等 支援融資	事業を営んでいない個人が事業開始するときおよび中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後5年を経過していない方	3,500万円	運転 設備	10年 (1年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8	0.35	
	再挑戦 支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業後5年未満の方						
事業承継資金	一般融資	経済産業大臣の認定や県の確認を受け事業承継に取り組む方、又は事業承継・引継ぎ支援センター等の支援を受け策定した事業承継計画に基づき事業承継を行う方、又はM&Aにより事業承継を行う方	2億8,000万円	運転	10年 (1年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8 15年以内 2.2	0.25	
	特定経営承継 関連融資	経済産業大臣の認定を受けた事業承継に取り組む中小企業の代表者		設備	15年 (1年)			
	経営者保証 解除特別融資 (一般枠)	事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた方		運転 設備	10年 (1年)		0.15	
	経営者保証 解除特別融資 (特別枠)	事業承継時に係る計画について経済産業大臣の認定を受けた方で、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた方		運転				
中小企業経営改善資金		特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再建・再生 5,000万円	運転	10年 (1年) 再生・再建 10年(2年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8	0.45~0.75 (表7) [特定中小企業者] 0.25	○
特定取引中小企業者		再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円					
災害復旧資金	一般融資	火災、風水害その他災害により被災し復旧を図ろうとする方	8,000万円	運転 設備	10年 (2年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8	0.25	○
	知事指定 災害融資	知事が特に認める火災、風水害その他災害により被災し復旧を図ろうとする方		別に定める				
事業継続力強化資金		経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画に基づき事業継続力強化に取り組む方	2億8,000万円	運転 設備	10年 (1年) 15年 (1年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8 15年以内 2.2	0.25	○

保証の種類		概要	保証限度額 ( )は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	担保 割引
チャレンジ 中小企業応援 資金	経営革新 特別融資	中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画（中小企業者が新たな取り組みを行うことにより、付加価値が相当程度向上するような計画）について県知事が承認した方	2億8,000万円	運転 設備	10年(1年) 15年(1年)		0.20	
	ベンチャー サポート 融資	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う方（対象期間は認定等の日から2年以内） ・ビジネスプラングランプリ（一次審査通過） ・大分県トライアル発注制度 ・グッドデザイン商品創出支援事業 ・循環型環境産業創出事業	8,000万円	運転 設備	10年 (2年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0 15年以内 2.4	0.35	○
	経営力 強化融資	認定経営革新等支援機関（国が認定した中小企業支援者・金融機関・税理士等・中小企業の支援事業を行う者）の支援を受けて、事業計画の策定および計画の実行並びに進捗の報告を行う方		運転 〔借換〕 設備	5年(1年) 〔10年(1年)〕 7年(1年)		0.15	○
地域産業 振興資金	新エネルギー 施設等導入融資	新エネルギー施設や省エネルギー設備、自家発電設備を導入する方				7年以内1.8 10年以内2.0	0.15	○
	健康経営 事業者融資	知事から健康経営事業所認定を受けた方または経済産業大臣から健康経営優良法人認定を受けた方で初回認定から5年以内の方	8,000万円 (1億円)	運転 設備	10年 (1年)	2.1	0.45~0.85 (表6)	○
	優良産業 廃棄物 処理業者融資	知事等から優良産業廃棄物処理業者またはおおいの優良産業廃棄物処理業者評価制度の認定を受けた方						
	耐震化 促進融資	改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられた方	2億8,000万円	運転 設備	20年 (2年)	5年以内1.0 10年以内1.2 15年以内1.6 20年以内2.2	0.25	○
	低燃費車両等 導入融資	道路貨物運送業を営む方で低燃費車両を導入する方	8,000万円 (1億円)	設備	10年 (1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.15	○
金融機関提案型資金	金融機関が提案する融資の要件に合致する方		指定金融機関所定 (詳細は金融機関へお問い合わせください)				協会所定料率	○
期間限定 【令和4年6月30日まで】 新型コロナウイルス感染症 緊急対策特別資金	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、売上高の減少等の影響を受けることが懸念される方	1億6,000万円	運転 設備	10年以内 (2年)			0.35 の場合	○
期間限定 【令和4年6月30日まで】 新型コロナウイルス感染症 緊急対策特別資金 ベンチャー企業向け 特別融資	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、売上高の減少等の影響を受けることが懸念されるベンチャー企業の方で、下記のみづれかに該当し平成27年4月1日以降に大分ベンチャーキャピタル（株）の出資を受けている方 ・大分県ビジネスプラングランプリの受賞者 ・湯けむりアクセラレーションプログラムの参加者 ・大学発ベンチャー創業支援事業の参加者	1億6,000万円	運転 設備	10年以内 (2年)	1.3	0.00 (セーフティネット保証、 危機関連保証適用分) 0.35 (上記以外)	0.35 の場合	○
期間限定 【令和5年3月31日まで】 社会経済再活性化資金	新型コロナウイルスの影響を受けた方で、経営計画を策定し金融機関の伴走支援を受けて実現に取り組む方	6,000万円	運転 設備	10年以内 (5年)	1.3	0.85 * 経営者保証免除する 場合は0.2%上乗せ 国、県が一部補助 実質0% (条件変更に伴い生じ るものを除く)		
期間限定 【令和5年3月31日】 事業リスタート支援資金	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方	2億8,000万円	運転 設備	15年以内 (5年)	10年以内 1.8 15年以内 2.2	責任共有対象0.80 責任共有対象外1.00 * 経営者保証免除する 場合は0.2%上乗せ 国、県が一部補助 実質0.15% (条件変更に伴い生じ るものを除く)		
定時返済不要短期資金	毎月の資金繰り負担の軽減のために、短期資金（一括払い）を必要とする方 * 1年更新（最長5年間）の継続利用が可能です	5,000万円	運転	1年以内 (最長5年の 継続利用可)	1.8	0.15		○
県制度のうちセーフティネットが適用された場合 (金融機関提案型を除く)			(1号~4号、6号は責任共有対象外：100%保証) (うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの)				0.70 (0.25)	

【市町村の制度資金】

(令和4年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年)%	保証料率 (年)%	担保 割引
大 分 市	開業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	開業予定の方が開業に係る資金を必要とする時や開業後1年未満の方が事業資金を必要とするときに	3,000万円	運転 設備	1年超 7年(1年)	1.3	1.00 (市が全額補助)	
		市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方(市の証明が必要)	3,500万円 (上記金額合算)		1年超 10年(1年)	1.25		
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外 :100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	2,000万円		1年超 10年 (1年)	1.9	0.5~2.2 (市が全額補助)	○
	災害対応資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外 :100%保証)	災害により影響を受け、復旧資金を必要とする小規模企業者の方		1年超 10年 (2年)	0.9			
	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化および体質強化を図るために	3,000万円	運転 設備	1年超 10年 (1年)	2.1	0.45~1.90(表1) (上記の内、市が75% ~85%補助)	○
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善および工場等の移転資金を必要とするときに	1,000万円	設備	10年 (1年)	1.9	0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○
	事業再構築資金	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の社会・経済の変化に対応するために、新規事業に取り組む方	3,000万円	運転 設備	10年 (2年)	1.3		
経営 安定化 資金	セーフティ ネット 保証枠	災害や経済危機時によって影響を受けた方	4,000万円	運転	7年(1年)	5年以内 責任共有対象1.5 責任共有対象外1.7 7年以内 責任共有対象1.6 責任共有対象外1.8	0.8 (責任共有対象は 全額補助 責任共有対象外は 80%補助)	○
	緊急融資枠		3,000万円	運転	10年(2年)	別に 定める	市が全額補助	
季 節 資 金	夏期特別資金(6月3日~8月20日)		600万円	運転	6か月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90(表1) (500万円以内の場合は 0.41~1.86(表4))	○
	年末特別資金(11月1日~12月20日)							
別 府 市	中小企業合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,500万円	運転	10年(6か月)	1.8	0.40~1.70(表9)	○
	設備			10年(1年)				
	中小企業経営安定資金 (1号~4号、6号は責任 共有対象外:100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設備資金を必要とするセーフティネット適用の方に	1,000万円	運転	10年(6か月)		1号~4号、6号 0.80 5号、7号、8号 0.75 (市が全額補助)	
	設備			10年(1年)				
	中小企業開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運転 設備	10年 (1年)		1.00 (市が全額補助)	
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要なときに	1,000万円	設備	10年 (1年)		0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○
小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	600万円	運転	5年(6か月)	0.45~1.97(表10)	○		
設備			7年(6か月)					
年末年始特別資金	年末の金融繁忙期のために	500万円	運転	6か月	0.41~1.86(表4)	○		
中 津 市	創業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	市内に開業予定又は、開業後1年未満の方に	500万円	運転 設備	7年 (1年)	2.0	1.00 (市が全額補助)	
日 田 市	振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	10年(1年)	1.8	0.40~1.70(表9) (設備資金のみ市が 全額補助)	○
				設備	10年(1年)			
	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運転 設備	7年 (1年)	1.8 (市が全額 補助)	0.86 (市が全額補助)	
	女性・若者・シニア 起業支援資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し、市内に開業予定又は開業1年未満であって、女性又は40歳未満の方もしくは55歳以上の方および市内に転入して1年未満の方	500万円		7年 (1年)			
	公害防止資金	公害防止のための施設の設置・移転のための資金が必要なときに	準工業地域 2,000万円 その他地域 1,000万円	設備	8年 (1年) 6年 (1年)	1.8 (市が3割 以内補助)	0.40~1.70(表9) (市が3割以内補助)	○
	季節資金	盆・年末など金融繁忙期のために	400万円	運転	夏5か月 冬6か月	1.7 (変動あり)	0.41~1.86(表4) (市が全額補助)	○
新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	2,000万円	運転 設備	10年 (1年)	5年 2.20 10年 2.45	0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○	

保証の種類		概要	保証限度額	資金用途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	担保 割引
佐伯市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	10年 10年(6か月)	2.0	0.40~1.70(表9) (セーフティネット保証 適用分は市が全額補助)	○
	小規模企業者振興資金 (責任共有対象外 :100%保証)	小規模企業者が事業資金を必要とするときに	1,000万円 (中小企業振興資金と 併用の場合は合算)				0.45~1.97(表10) (セーフティネット 保証適用分は市が 全額補助)	○
	創業支援振興資金 (責任共有対象外 :100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方または創業後5年未満の方(市の証明が必要)	1,000万円	運転 設備	10年 (1年)	2.0 (市補助 有り)  1.8 (市補助 有り)	0.86 (市が全額補助)	
	女性創業者 支援振興資金 (責任共有対象外 :100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う女性の方または創業後5年未満の女性の方(市の証明が必要)	500万円					
臼杵市	中小企業振興資金 融資	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	10年 10年(6か月)	2.0	0.40~1.70(表9) (申請により市が 3/4補助)	○
	創業支援振興資金 融資 (責任共有対象外 :100%保証)	創業者が事業を行うために必要な資金	1,000万円	運転 設備	10年 (1年)		1.8	0.86 (申請により市が 全額補助)
津久見市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	5年 7年(6か月)	2.0	0.45~1.90(表1) (申請により市が 1/2補助)	○
豊後高田市	開業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	創業者が開業のために直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	運転 設備	7年 (1年)		1.8	1.00 (市が全額補助)
	経営合理化資金	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	運転 設備	7年	0.45~1.90(表1) (市が1/2補助)		○
		(新事業展開計画に基づき事業を行う場合)	(1,500万円)		7年 (1,000万円超 の場合は10年)			
季節資金	中小企業者が越益又は越年のために必要とする運転資金	300万円	運転	6か月	0.41~1.86(表4) (市が1/2補助)	○		
杵築市	開業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業後間もない方に	1,000万円	運転 設備	10年 (1年)	大分県中 小企業振 興資金に 準ずる	1.00 (市が1/2補助)	
	経営合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円				0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○
宇佐市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	500万円	運転	5年(6か月)	大分県中 小企業振 興資金に 準ずる	0.45~1.90(表1) (申請により市が 1/2補助)	○
			1,000万円	設備	7年(6か月)			
豊後大野市	創業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	創業者が必要とする運転又は設備資金	500万円	運転 設備	10年 (1年)	大分県中 小企業振 興資金に 準ずる	1.00 (市が全額補助)	
	経営合理化資金	中小企業者が必要とする設備資金		設備			0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○
玖珠町	中小企業者振興資金	経営の維持発展のために必要なときに	1,000万円	運転 設備	10年 (1年)	1.8	0.45~1.90(表1) (町が1/2補助)	○
	小規模事業者振興資金 (責任共有対象外 :100%保証)	小規模事業者が実施する経営の維持発展のために必要なときに	500万円	運転 設備	7年 (1年)		0.50~2.20(表2) (町が全額補助)	○
	季節資金	資金需要期に短期運転資金が必要なときに	300万円	運転	6か月		0.45~1.90(表1) (町が1/2補助)	○
	創業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	町内に居住しており町内に開業予定又は、開業後1年未満の方に	500万円	運転 設備	7年 (1年)		1.00 (町が全額補助)	

※セーフティネット1号~4号、6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。  
※セーフティネット5号、7号、8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

# お問い合わせ

部署名		TEL&FAX番号		業務内容
総務部 (大分県中小企業会館3階)	総務企画情報課	TEL	097-532-8336	総務、庶務、経理、労務、人事、研修、保証料受入
		FAX	097-538-0862	
		TEL	097-532-8348	企画、広報、広聴、情報処理、システム管理
		FAX	097-538-0862	
保証部 (大分県信用保証協会別館3階)	保証一課	TEL	097-532-8246	保証審査、金融相談、創業支援、専門家派遣、条件変更
		FAX	097-538-0871	
	保証二課	TEL	097-532-8247	大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市
		FAX	097-538-0865	
	創業・連携推進課	TEL	097-532-8295	創業支援、外部機関連携
		FAX	097-538-0871	
	事務管理課	TEL	097-532-8265	保証事務
		FAX	097-538-0871	
経営支援部 (大分県中小企業会館2階)	経営支援一課	TEL	097-532-8296	経営支援、再生支援、事業承継支援、条件変更、専門家派遣、期中管理、代位弁済、回収
		FAX	097-538-0896	
	経営支援二課	TEL	097-532-8297	豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、商工中金
		FAX	097-538-0896	
	管理課	TEL	097-532-8245	大分銀行、日田信用金庫、大分県信用組合、県外金融機関
		FAX	097-538-0896	
監査室 (大分県中小企業会館3階)	TEL	097-532-8348	管理事務、代位弁済、保険金請求、訴訟	
	FAX	097-538-0862		
		TEL	097-532-8348	内部監査、コンプライアンス、危機管理
		FAX	097-538-0862	



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ  
**大分県信用保証協会**

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号  
 大分県中小企業会館内  
 ホームページ <http://www.oita-cgc.or.jp>





大分県信用保証協会